

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

宅地造成等工事許可申請等の手引き

令和7年6月

大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

目次

第1章 概要	5
1 趣旨	5
2 用語の定義（法第2条）	5
(1) 宅地	5
(2) 宅地造成	5
(3) 特定盛土等	5
(4) 土石	5
(5) 土砂	5
(6) 岩石	6
(7) 土石の堆積	6
(8) 崖	6
(9) 工事主	6
(10) 工事施行者	6
(11) 工事をする土地	7
(12) 施行区域	7
(13) 谷埋め盛土	7
(14) 平地盛土	7
(15) 腹付け盛土	7
(16) 溪流等	7
(17) 土地の形質の変更	8
3 宅地造成等工事規制区域（法第10条）	11
4 許可の対象となる工事（法第12条）	11
5 許可を要しない工事（法第12条、令第5条、規則第8条）	13
6 許可の基準の概要	13
(1) 技術的基準	13
(2) 資力・信用	13
(3) 施行者の能力	13
(4) 権利者の同意	13
7 許可に係る住民への周知（法第11条）	13
8 工事等の届出（法第21条、令第26条）	14

9 不法・危険盛土等に対する行政処分と罰則（法第 20・23 条、規則第 51 条）	14
(1) 監督処分	14
(2) 改善命令	15
(3) 行政代執行	15
(4) 罰則（法第 55 条～61 条）	15
10 宅地保全の義務（法第 22・23 条）	16
11 他の法令等	16
第 2 章 申請等の手続	17
1 盛土規制法に係る手続について	17
(1) 手続きの要否について	17
(2) 確認申請時の「盛土規制法」の手続きについて	17
2 許可申請の流れ	17
(1) 盛土許可申請の流れについて【標準】	17
(2) 盛土許可申請の流れについて【大規模建築物の事前協議を要する場合】	17
(3) 盛土許可申請の流れについて【位置指定道路を築造する場合】	18
3 許可申請前の手続について	19
(1) 事前協議について	19
(2) 排水協議について	19
(3) 土地所有者等の同意について	19
(4) 周辺地域の住民への周知について	20
4 許可申請等の手続について	21
(1) 窓口について	21
(2) 許可申請等の手続について	22
① 許可の申請（法第 12 条第 1 項、規則第 7 条）	22
② 変更許可の申請（法第 16 条第 1 項、規則第 37 条）	22
③ 軽微な変更届（法第 16 条第 2 項、規則第 38 条、要領第 5 条）	22
(3) 届出が必要となる工事の手続きについて	23
① 区域指定の際に既に行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、規則第 52 条、要領第 8 条）	23
② 擁壁等に関する工事の届出（法第 21 条第 3 項、令第 26 条、規則第 56 条、要領第 8 条）	24
③ 擁壁等に関する工事の届出の変更の届出（要領第 9 条）	25
④ 公共施設用地を転用した場合の届出（法第 21 条第 4 項、規則第 56 条、要領第 8 条）	25

⑤ 宅地造成等に関する工事の廃止の届出（要領第 10 条）	26
⑥ 申請等の取下げ届（要領第 11 条）	27
⑦ 宅地造成又は特定盛土等の工事完了検査前の建築物の建築着手届出書	27
(4) 定期報告・検査について	27
① 定期報告（法第 19 条、令第 25 条、規則第 48～50 条、要領第 7 条）	27
② 中間検査（法第 18 条、令第 23、24 条、規則第 45、46 条）	28
③ 完了検査等（法第 17 条、規則第 39～43 条）	28
(5) 工事の標識の掲示について	29
5 その他（標準処理期間・申請手数料等）	30
(1) 標準処理期間	30
(2) 申請手数料	30
第 3 章 許可の基準	34
1 技術的基準（法第 13 条、令第 6～20 条）	34
(1) 土地の形質の変更に係る技術的基準	34
(2) 土石の堆積に係る技術的基準	35
2 資力及び信用の基準	38
3 工事施行者の能力の基準	38
4 関係権利者の同意の基準	39

～別表～

別表 1 盛土規制法の許可を要しない工事一覧	40
別表 2 主な他法令等一覧	42
別表 3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書類	43
別表 4 土石の堆積に関する工事の許可申請書類	58
別表 5 定期報告を要する工事の規模一覧	68
別表 6 定期報告で報告すべき事項	69
別表 7 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	70
別表 8 土石の堆積に関する工事の標識	71

～資料～

資料 1	手続きの要否判定フロー	72
資料 2	確認申請時の「盛土規制法」事務フロー【敷地面積 500 m ² 以上等】	73
資料 3	確認申請時の「盛土規制法」事務フロー【敷地面積 500 m ² 未満等】	74
資料 4	盛土許可標準フロー	75
資料 5	盛土許可フロー【大規模建築物事前協議を要する場合】	76
資料 6	盛土許可フロー【位置指定道路を築造する場合】	77

本手引きに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

略号	法令等名称
法	宅地造成及び特定盛土等規制法
令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
規則	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
細則	大阪市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
要領	大阪市宅地造成及び特定盛土等規制法に関する施行要領

第1章 概要

1 趣旨

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）では、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、市街地や集落、その周辺など、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域（以下「規制区域」という。）として指定することとされており、大阪市においては、令和7年4月1日に大阪市内全域を宅地造成等工事規制区域として指定した。当該規制区域内で行われる宅地造成の際に行われる盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積については、災害防止のために必要な許可基準に基づいて市長の許可を受け必要がある。

本手引は、盛土規制法に基づき規制区域内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可若しくは届出を必要とする工事について、大阪市での運用を明確にすることにより、災害の防止を図るとともに、各工事等の円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義（法第2条）

(1) 宅地

宅地とは、一般的にいわれる宅地（建築物の敷地）のみに限らず、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川等の公共施設の用地を除いた土地すべてを含む。

※農地、採草放牧地及び森林を以下「農地等」という。

(2) 宅地造成

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更で令第3条で定めるものをいう。令第3条で定める土地の形質の変更を(7)に示す。

(3) 特定盛土等

宅地又は農地等において行う土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させる恐れが大きいものとして令第3条で定めるものをいう。

特定盛土等は宅地造成を包含し、令第3条で定める土地の形質の変更を(7)に示す。

(4) 土石

土石とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指す。

(5) 土砂

土石のうち土砂とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ・土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ・建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの

(6) 岩石

土石のうち岩石とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

(7) 土石の堆積

宅地又は農地等において行う土石を積み重ねたもので、次に該当するもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

- ・高さが 2 メートルを超える土石の堆積
- ・上記に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

なお、次に掲げる行為については、土石の堆積とはみなさない。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された商品又は製品の原材料となる土石の堆積

ただし、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、土石の堆積とみなす。

(8) 崖

^{がけ}崖とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(9) 工事主

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(10) 工事施行者

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

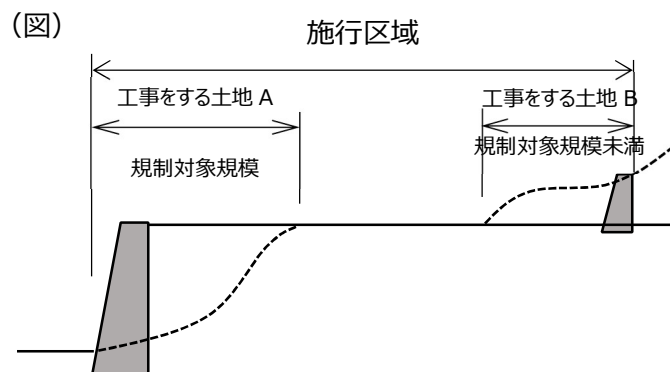
(11) **工事をする土地**

土地の形質の変更を行う土地の範囲又は土石の堆積を行う土地の範囲をいう。

(12) **施行区域**

工事をする土地及び工事に関連する土地の区域をいい、工事に関連する土地とは、土地の形質の変更を行わない土地を含み、工事に関連して一体的に利用する土地をいう。

同一工事主が同時期に行う工事であって、一方の造成だけが規制対象規模である場合、工事をする土地は、規制対象規模未満を含む A 及び B とする（下図参照）。施行区域は、造成がない土地も含み、一体的に利用する土地をいう。



(13) **谷埋め盛土**

谷や沢を埋め立てて行う盛土をいう。

(14) **平地盛土**

1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

(15) **腹付け盛土**

1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

(16) **溪流等**

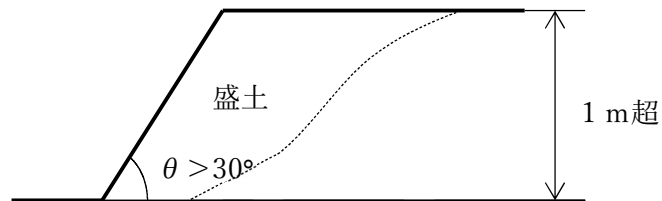
溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもので、以下に該当するものをいい、溪床勾配 10 度以上の勾配を呈す一連の谷地形を中心に、全幅 50 メートルの範囲をいう。

- ・山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ・山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が上記の土地に類する状況を呈している土地
- ・上記 2 つの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

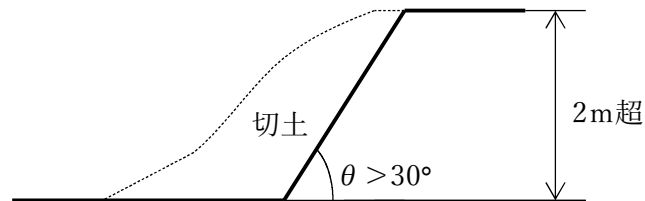
(17) 土地の形質の変更

宅地造成及び特定盛土等は、次のアからオに該当するもので、令第3条で定める土地の形質の変更をいう。

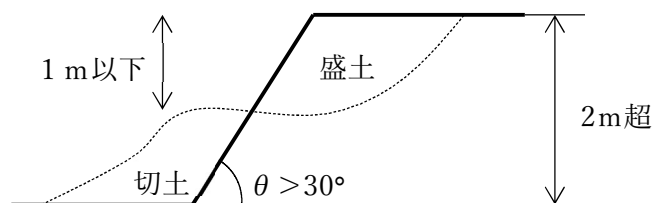
ア 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ^{がけ}が1メートルを超える崖ができるもの



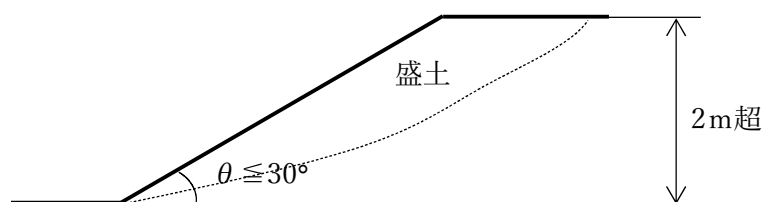
イ 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ^{がけ}が2メートルを超える崖ができるもの



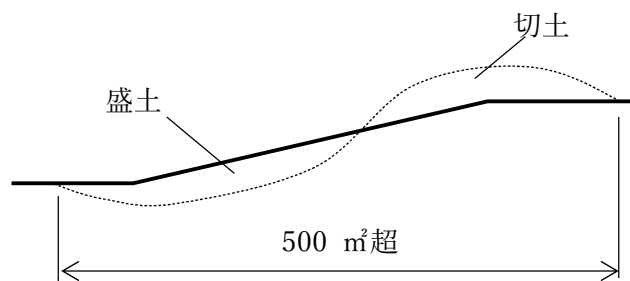
ウ 上記ア及びイに該当しない盛土又は切土であって、切土と盛土とを同時にする場合において、当該盛土又は切土をした土地の部分に高さ^{がけ}が2メートルを超える崖ができるもの



エ 上記ア又はウに該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの

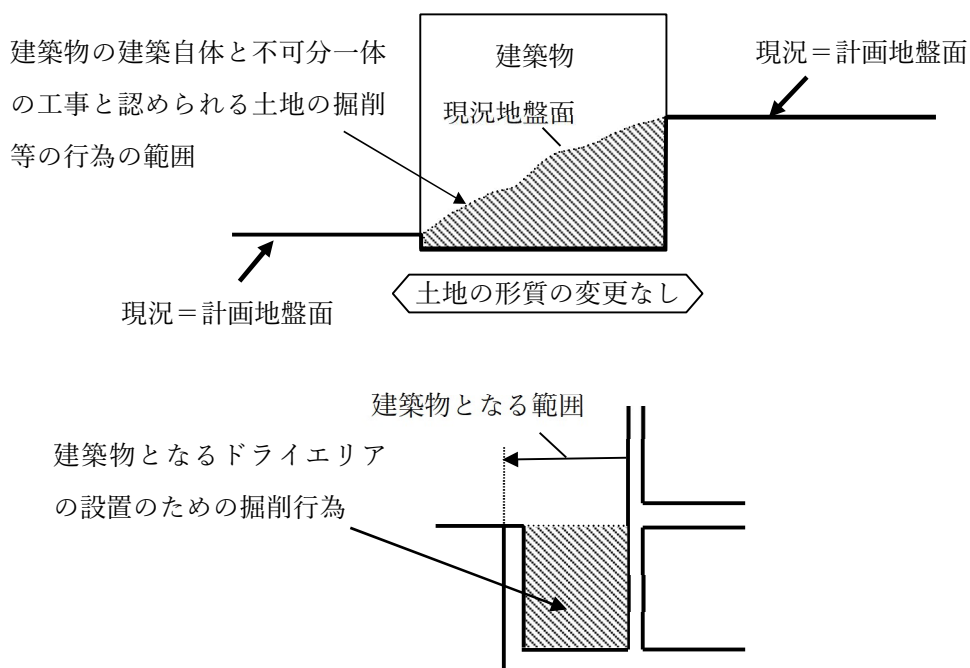


オ 上記アからエのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

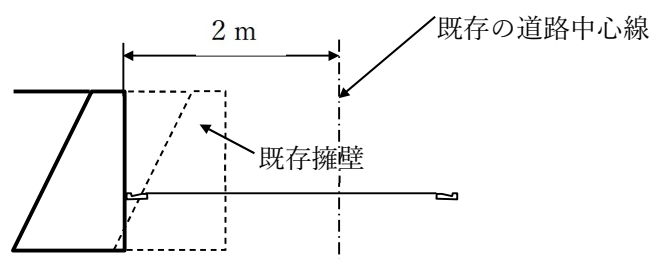


なお、法に規定する「宅地造成」又は「特定盛土等」については、令第 3 条で規定されているが、次のカ～コの内容については、同条に規定する土地の形質の変更とはみなさない。

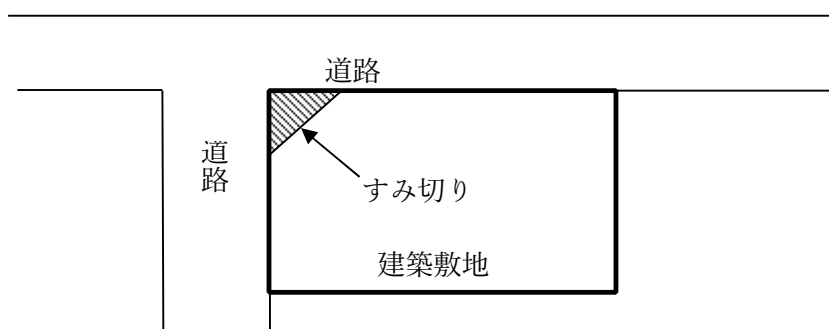
カ 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為



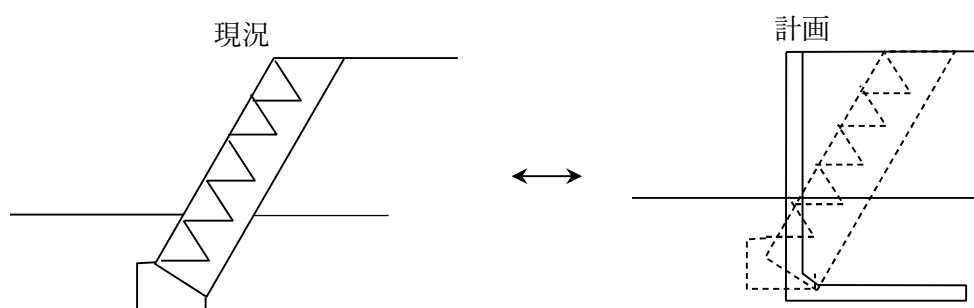
キ 建築基準法上の中心後退が必要な敷地部分を後退する行為



ク 道路の交差部にすみ切りを設ける行為（大阪府建築基準法施行条例第5条）



ケ 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為



コ 地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去などの解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し



3 宅地造成等工事規制区域（法第 10 条）

市長は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

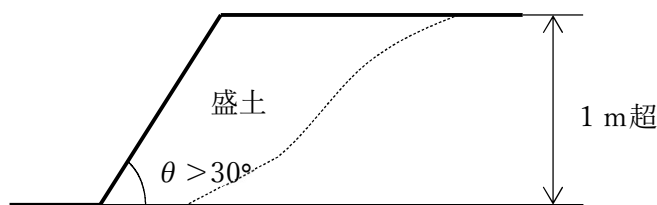
本市においては、基礎調査の結果を踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日に本市全域を宅地造成等工事規制区域に指定した。詳しい区域については、『マップナビおおさか』を参照のこと。

4 許可の対象となる工事（法第 12 条）

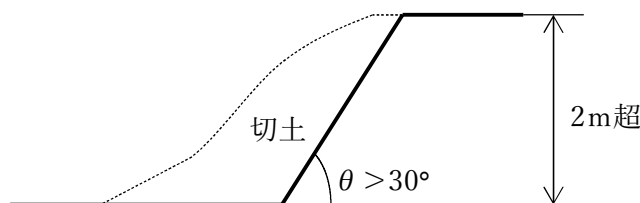
規制区域内で、以下の工事は工事に着手する前に許可が必要である。ただし、都市計画法による開発許可を受けた造成工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされることになる。これにより、開発許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることとなり、中間検査及び定期報告の対象となる場合がある。

宅地造成等工事規制区域内における許可対象工事は、以下のアからキである。

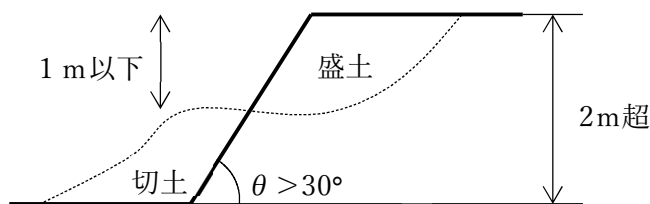
ア 盛土で高さが 1 メートル超の崖を生じるもの



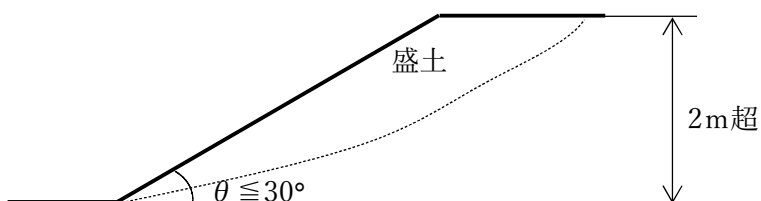
イ 切土で高さが 2 メートル超の崖を生じるもの



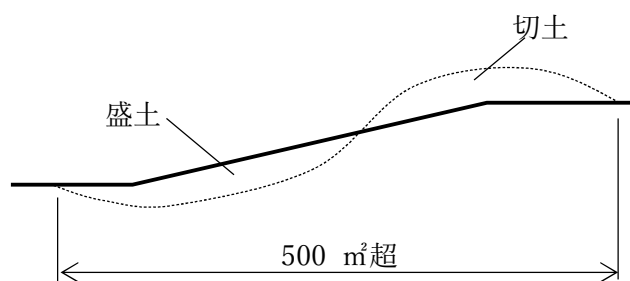
ウ 盛土と切土を同時に行って 2 メートル超の崖を生ずるもの



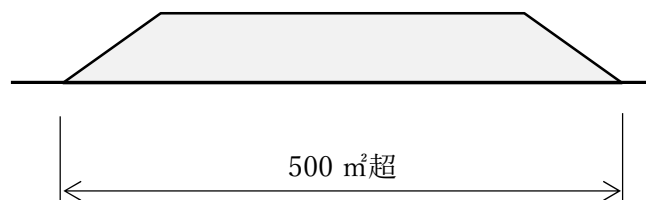
エ 盛土で高さが2メートル超となるもの



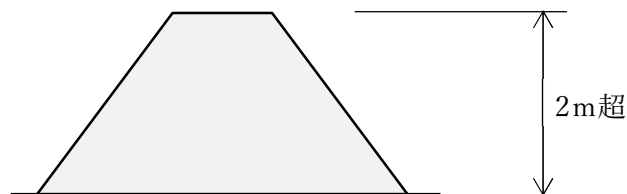
オ 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル超となるもの。(ただし、盛土又は切土の高さが30センチメートルを超えないものは除く。)



カ 土石の堆積で、最大堆積の面積が500平方メートル超となるもの。(ただし、高さが30センチメートルを超えないものは除く。)



キ 土石の堆積で、最大堆積の高さが2メートル超となるもの。(ただし、面積が300平方メートルを超えないものは除く。)



5 許可を要しない工事（法第 12 条、令第 5 条、規則第 8 条）

規制区域内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、あらかじめ市長の許可を受ける必要があるが、**別表 1**に示す工事については、許可を受ける必要がない。

ただし、許可を要しない工事であっても、規制対象の場合には、土地所有者等に対して土地の保全努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となり得る。

6 許可の基準の概要

規制区域内で許可が必要な工事は、以下の基準を満足する必要がある。

(1) 技術的基準

規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、各技術的基準に従い、擁壁、排水施設の設置その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

詳細は、第 3 章 1 技術的基準を参照のこと。

(2) 資力・信用

工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。

詳細は、第 3 章 2 資力及び信用の基準を参照のこと。

(3) 施行者の能力

工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があることが必要である。

詳細は、第 3 章 3 工事施行者の能力の基準を参照のこと。

(4) 権利者の同意

当該宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、権利を有する者の全ての同意を得なければならない。

詳細は、第 3 章 4 関係権利者の同意の基準を参照のこと。

7 許可に係る住民への周知（法第 11 条）

規制区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、施行区域内の土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

詳細は、第 2 章 3 許可申請前の手続きについてを参照のこと。

8 工事等の届出（法第 21 条、令第 26 条）

- (1) 規制区域指定の際、その区域内において宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行しているときは、指定の日から 21 日以内に市長に届け出なければならない。
- (2) 規制区域において次の工事を施行するときは、着工する日の 14 日前までに市長に届け出なければならない。
 - ・高さが 2 メートルを超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除却
 - ・地表水等を排除するための排水施設又は地滑り防止ぐい等の全部又は一部の除却
- (3) 規制区域内において公共施設用地を宅地又は農地等に転用したときは、14 日以内に市長に届け出なければならない。

9 不法・危険盛土等に対する行政処分と罰則（法第 20・23 条、規則第 51 条）

盛土規制法では、不法・危険盛土等に対する行政処分の方法として、監督処分と改善命令の 2 種類がある。監督処分は、原則として許可制度上の違反がある盛土等が対象となり、改善命令は、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となり得る。

(1) 監督処分

ア 許可取消処分

市長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことがある。

イ 工事施行停止命令・災害防止措置命令

市長は、無許可工事、許可条件に違反する工事、技術的基準の規定に適合していない工事及び中間検査を申請しないで施行する工事について、工事主に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命令することがある。

ウ 土地使用制限命令・土地使用禁止命令・災害防止措置命令

市長は、無許可で盛土等に関する工事が施行された土地、完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質の変更に係る工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地、土石の除却に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果全ての土石が除却されていないと認められた土地及び中間検査を申請しないで土地の形質の変更に係る工事が施行された土地について、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を取ることを命令することがある。

エ 緊急工事停止命令

市長は、工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときで明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を省略して、工事主等に対して、工事の施行の停止を命ずることがある。

(2) 改善命令

市長は、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等による災害が生じないよう、当該土地を常時安全な状態に維持する努力義務を負うことを前提に、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置が取られておらず、若しくは極めて不十分であるために、これらを放置することにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けた上で、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うよう命令することがある。

また、市長は、土地所有者等以外の者の盛土等に関する不完全な工事その他の行為によって、法第 23 条第 1 項に定める災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。）に同項に定める工事を行わせることが相当であり、かつ土地所有者等からも異議がない場合において、市長が、その行為をした者に対して工事の全部又は一部を行うよう命令することがある。

市長は、規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命令することがある。

当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって法第 23 条第 1 項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。）に同項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者以外の者に異議がないときは、市長は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命令することがある。

(3) 行政代執行

監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、義務者に代わり、大阪市が必要に応じ行政代執行を行う。行政代執行は、本来、義務者が行うべきものについて、公費を投入して行政が代わりに行うものであり、代執行費用は、国税徴収法第 5 章の規定に従って義務者から費用を徴収する。

(4) 罰則（法第 55 条～61 条）

無許可行為や命令違反等は、拘禁刑や罰金等に処せられることがある。

10 宅地保全の義務（法第 22・23 条）

- (1) 規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い^{がけ}崖崩れ等の災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
- (2) 土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者がこの義務を十分に果たさず、その土地が危険な状態となっている場合には、市長は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため、その程度に応じて防災措置を採ることを勧告し、改善されない場合は命令することがある。

このほか、「盛土等の安全対策推進ガイドライン」を参照のこと。

（国 H P <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611509.pdf>）

11 他の法令等

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の工事を行う場合、盛土規制法以外の法令等による許可等が必要な場合がある。その主なものは、別表 2のとおりである。

なお、その他の法令により認可、許可、届出、同意等を要することがあるので、それぞれの手続を行うこと。

第2章 申請等の手続

1 盛土規制法に係る手続について

(1) 手続きの要否について

手続きの要否については資料1を参照すること。

(2) 確認申請時の「盛土規制法」の手続きについて

ア【敷地面積または現況区域面積が500㎡以上の敷地で建築する場合（仮設を除く。）】

すべての計画について、開発・盛土許可要否判定願を提出する必要がある。

開発・盛土許可要否判定願の提出により、開発許可と盛土許可の両方の許可の要否について一括判定する。（資料2参照）

なお、開発許可申請前に、当該計画が盛土許可対象工事に該当するか否かを確認する必要があるため、開発許可を受ける必要が明らかなものであっても、事前に必ず開発・盛土許可要否判定願を提出すること。

イ【敷地面積及び現況区域面積が500㎡未満の敷地で建築】、【準用工作物の建設】、【用途変更】または【仮設の許可を受ける建築】

本市では、すべての計画に対して、個々に盛土許可の要否について判定する事務は行わないため、盛土許可対象工事に該当しないことが明らかなものについては、建築主等が自主的に盛土許可対象工事に該当しないことを確認の上、その旨を確認申請図書の配置図に記載し、確認申請の手続きに進むこと。（資料3参照）

なお、当該計画が盛土許可対象工事に該当することが明かでないものや、建築主事等が確認審査の過程で疑義が生じたもの等については、建築主等から当課へ「盛土許可要否判定願」を提出することで、その要否の判定を受けることができる。

2 許可申請の流れ

(1) 盛土許可申請の流れについて【標準】

盛土許可申請の標準の流れについては、資料4を参照すること。

(2) 盛土許可申請の流れについて【大規模建築物の事前協議を要する場合】

大規模建築物の事前協議を要する場合、大規模事前協議先の関係各課と調整を終えた土地利用計画をもって、盛土規制法の許可申請をすること。（大規模事前協議前に盛土規制法の許可を受けた場合、大規模事前協議の中で外構計画に変更が生じた場合に、変更許可を受ける必要がでてくるため。）

詳細は資料5を参照すること。

(3) **盛土許可申請の流れについて【位置指定道路を築造する場合】**

盛土許可を受ける必要がある工事で、位置指定道路の築造が行われる場合、位置指定道路築造に係る事前協議書の提出時に、盛土規制法の許可申請書を提出すること。

別途、図書審査を行うが、修正が生じる場合はそれぞれの図書について修正し、記載内容を整合させること。

なお、事前の排水協議については、盛土規制法及び位置指定道路築造に係る協議とすること。
詳細は資料 6 を参照すること。

位置指定道路築造につ いての協議先	計画調整局 建築指導部建築企画課	本庁舎 3 階 06-6208-9286
----------------------	---------------------	-------------------------

3 許可申請前の手続きについて

(1) 事前協議について

許可申請に先立って、基礎資料作成の上、計画調整局開発調整部開発誘導課（農地の場合は、経済戦略局産業振興部産業振興課農業担当）担当者と事前に協議を行うこと。

宅地等（農地以外） における許可申請等に 係る事前協議先	計画調整局開発調整部 開発誘導課	本庁舎 7 階 06-6208-9285・7897
農地における許可申請 等に係る事前協議先	経済戦略局産業振興部 産業振興課農業担当	ATCビル オズ棟南館 4 階 06-6615-3751

【必要図書】

盛土許可を要するか否かのご相談には、現況図（地形図）、現況写真、土地の平面図（造成計画平面図）、土地の断面図（造成計画断面図）等、造成計画に関する図書が必要となる。また、開発許可や大規模事前協議等の相談を併せてご相談される場合は、別途土地利用計画図や周辺の道路状況が判る資料が必要となる。

(2) 排水協議について

本市では、施行区域の下水を有効かつ適切に排出（以下「排水」という。）するとともに、その排水によって施行区域及びその周辺の地域に溢水等の被害が生じることを未然に防止するために、当該宅地造成等に関する工事に関して、その排水計画が、本市下水道の整備水準と近郊調和が図られた計画となるよう指導している。

については、当該宅地造成等に関する工事に関する排水計画について、本市下水道部局と事前協議のうえ、許可申請の手続きに進むこと。

排水計画の協議先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）	ATCビル ITM 棟 6 階 06-6615-6260（要予約）
----------	---------------------	--------------------------------------

(3) 土地所有者等の同意について

宅地造成等に関する工事を行おうとする工事主は、工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得なければならない。

(4) 周辺地域の住民への周知について

宅地造成等に関する工事を行おうとする工事主は、許可申請を行う前にあらかじめ、工事をしようとする土地の周辺地域の住民に対して、説明会の開催、その他工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

・周知の方法（規則第6条第1項第1号から第4号）

周辺地域の住民への周知の方法は、次のいずれかの方法により行うこと。（※溪流等において高さ15メートルを超える盛土をする場合においては、①の方法により行うこと。）

①宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催。

②宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を当該工事の施行に係る土地の周辺住民に配布。

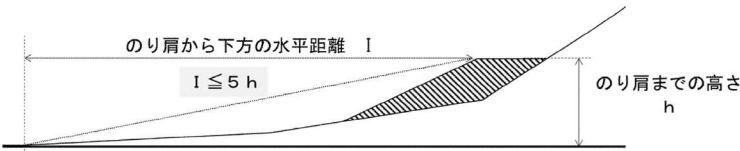
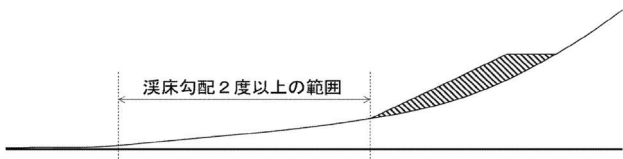
③宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用して常に住民が当該内容を閲覧できるようにすること。

※掲示に際しては、閲覧できるインターネットアドレスもしくはQRコードを掲載すること。

※いずれの方法で周知した場合においても、周辺地域の住民から説明等を求められた場合は、これに応じるよう努めること。

・周知の範囲

周知を行う範囲は盛土等の区分に応じて、下記のとおりとする。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
・平地盛土 ・切土 ・土石の堆積	・土地の境界（敷地境界等）から水平距離 $L = 10 \text{ m}$ の範囲
・腹付け盛土	・盛土ののり肩までの高さ h に対して盛土ののり肩から下方の水平距離 $I = 5h$ 以内の範囲 
・溪流等における盛土 ・谷埋め盛土 ・腹付け盛土のうち、盛土の下流に溪流等の溪床が存在するもの	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲 

・周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他市長が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積を行う土地の面積 ⑥土石の堆積の最大堆積土量 ⑦その他市長が必要と認める事項

※周知に使用する資料は「周知する工事の具体的内容」を含むものとし、本市との協議により内容が変更となる可能性があること、変更があった場合は別途周知する旨を記載するとともに、担当者の連絡先も併せて記載すること。

・周知実施の報告

周知を実施した旨の報告として、周辺地域への周知実施報告書鑑【★参考様式第1】に、周知に使用した資料（「周知する工事の具体的内容」を含む。）のほか、周知方法に応じて、周知範囲図、周知実施表、その他必要図書を添付の上、許可申請時に提出すること。

4 許可申請等の手続きについて

(1) 窓口について

許可申請等の窓口は、下記のとおり。

宅地等（農地以外） における許可申請等	計画調整局開発調整部 開発誘導課	本庁舎 7 階 06-6208-9285・7897
農地における許可申請 等	経済戦略局産業振興部 産業振興課農業担当	ATCビル オズ棟南館 4 階 06-6615-3751

(2) 許可申請等の手続きについて

申請書類は定められた様式があるので、これを利用すること。本手引き中の★がついている様式は、計画調整局開発調整部開発誘導課のホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000642410.html>) からダウンロードできる。

① 許可の申請（法第 12 条第 1 項、規則第 7 条）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、令第 5 条に定める工事等を除き、工事主は、当該工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

（申請図書等）

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

必要図書		別表 3 参照
提出部数	2 部	

イ 土石の堆積に関する工事の許可申請

必要図書		別表 4 参照
提出部数	2 部	

② 変更許可の申請（法第 16 条第 1 項、規則第 37 条）

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、規則第 38 条に定める変更を除き、市長の許可を受けなければならない。

（申請図書等）

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請

必要図書	1	変更許可申請書【★規則様式第七】
	2	委任状
	3	変更に係る図書（変更前の図書は不要）
提出部数	2 部	

イ 土石の堆積に関する工事の変更許可申請

必要図書	1	変更許可申請書【★規則様式第八】
	2	委任状
	3	変更に係る図書（変更前の図書は不要）
提出部数	2 部	

③ 軽微な変更届（法第 16 条第 2 項、規則第 38 条、要領第 5 条）

規則第 38 条に定める軽微な変更とは、以下の場合で、軽微な変更をしたときは、遅滞なく

市長に届出なければならない。

- ・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更

土石の堆積に関する工事の期間は、最大 5 年とし、やむを得ず工期を延期する場合は、変更手続きが必要である。

(申請図書等)

必要図書	1	宅地造成等に関する工事の変更届【★要領第 4 号様式】
	2	委任状
	3	許可通知書の写し等（これまでに変更許可申請、変更届等の手続きを行っている場合は、その通知書や変更届等の写しも添付してください。）
提出部数	2 部	

(3) 届出が必要となる工事の手続きについて

① 区域指定の際に既に行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、規則第 52 条、要領第 8 条）

規制区域の指定の際（令和 7 年 4 月 1 日時点）、当該規制区域内において行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から 21 日以内（令和 7 年 4 月 22 日まで）に市長に届け出なければならない。

(申請図書等) ※印が付されている書類は、宅地造成等の工事の規模が別表 5 に該当する場合（定期報告対象規模に該当する場合）に追加が必要である。

必要図書	1	届出書（宅地造成又は特定盛土等）【★規則様式第十五】または、届出書（土石の堆積）【★規則様式第十六】
	2	委任状
	3	位置図（縮尺：1/2,500 程度、写真撮影位置も記載すること。）
	4	届出に係る土地の状況を明らかにする写真
	5	地形図※
	6	土地の平面図※
提出部数	2 部	

作成要領

届出鑑の記載要領、その他図書の作成要領については、宅地造成又は特定盛土等の場合は別表 3、土石の堆積の場合は別表 4 に倣って該当項目を記載することとし、届出鑑の工事着手年月日は工事に着手した日付を、工事の進捗状況は、届出時点の状況をそれぞれ記載すること。

② **擁壁等に関する工事の届出**（法第 21 条第 3 項、令第 26 条、規則第 55 条、要領第 8 条）

規制区域内の土地において、以下の工事を行おうとする者は、工事に着手する 14 日前までに、擁壁等に関する工事の届出書を市長に届け出なければならない。

- ・高さが 2 メートルを超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除却
 - ・地表水等を排除するための排水施設若しくは地滑り防止ぐい等の全部又は一部の除却
- （申請図書等）

必要図書	1	擁壁等に関する工事の届出書【★規則様式第十七】
	2	委任状
	3	位置図（縮尺：1/2,500 程度）
	4	土地の現況図（地形図）
	5	土地の平面図（造成計画平面図）
	6	土地の断面図（造成計画断面図）
提出部数	2 部	

作成要領： 1 擁壁等に関する工事の届出書

【1】工事が行われる土地の所在地及び地番

工事を行う土地の所在地及び地番について記載すること。

【2】行おうとする工事の種別及び内容欄

擁壁の全撤去、崖面崩壊防止施設の一部除却、排水施設の一部除却などの工事の種類のほか、撤去する擁壁の構造、高さなど、その工事の内容についても記載すること。

【3】工事着手予定年月日欄及び【4】工事完了予定年月日欄

実際の工程に合わせた表記とすること。

3 位置図

- ・施工区域の位置や周辺状況がわかるよう作成すること。

4 土地の現況図（地形図）

- ・工事を行う土地の現況がわかるよう作成すること。
- ・撤去する擁壁や施設の構造、高さ、範囲等を記載すること。

5 土地の平面図（造成計画平面図）

- ・盛土（赤色）、切土（黄色）部分に色分けし、擁壁や施設撤去後の処理内容（法面の保護方法や排水施設等）がわかるように作成すること。
- ・現況の地盤高と計画地盤高の関係が判別できるように作成すること。

6 土地の断面図（造成計画断面図）

- ・造成計画平面図と同様に、盛土（赤色）、切土（黄色）部分に色分けの上、盛土・切土の高さ、擁壁の断面、法面勾配、区域境界等を記載

すること。

③ 擁壁等に関する工事の届出の変更の届出（要領第 9 条）

法第 21 条第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、要領第 9 号様式による変更届出書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（申請図書等）

必要図書	1	擁壁等に関する工事の届出の変更届出書 【★要領第 9 号様式】
	2	委任状
	3	位置図（縮尺：1/2,500 程度）
	4	変更事項に係る図書
提出部数	2 部	

④ 公共施設用地を転用した場合の届出（法第 21 条第 4 項、規則第 56 条、要領第 8 条）

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、14 日以内に、公共施設用地の転用の届出書を市長に届け出なければならない。

（申請図書等）

必要図書	1	公共施設用地の転用の届出書【★規則様式第十八】
	2	委任状
	3	位置図（縮尺：1/2,500 程度）
	4	土地の登記簿謄本
	5	地籍図（公図）の写し
提出部数	2 部	

作成要領：1 公共施設用地の転用の届出書

【1】転用した土地の所在地及び地番欄

・転用した土地の所在地及び地番について記載すること。

【2】転用した土地の面積欄

・転用した土地の面積について記載すること。

【3】転用前の用途欄

・転用前の地目を記載すること。

【4】転用後の用途欄

・宅地又は農地等の転用後の地目を記載すること。

【5】転用年月日欄

・転用した年月日を記載すること。

3 位置図

- ・転用する土地の位置や周辺状況がわかるよう作成すること。

4 土地の登記簿謄本

- ・転用後のものを添付すること。

5 地籍図（公図）の写し

- ・転用する土地の区域を朱書きで囲むこと。なお、インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

⑤ 宅地造成等に関する工事の廃止の届出（要領第 10 条）

許可を受けた工事主や協議が成立した協議申出者は、当該工事を廃止しようとするときは、遅滞なく、廃止届に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、土石の堆積に関する工事の廃止については、工事に着手していないものに限る。工事に着手している場合は、堆積した土石の除去を完了させた上で、完了後 4 日以内に「土石の堆積に関する工事の確認申請書」を提出し、確認を受けること。

（申請図書等）

必要図書	1	宅地造成等に関する工事の廃止届【★要領第 10 号様式】
	2	委任状
	3	現況写真
	4	写真撮影位置図（縮尺：1/2,500 程度）
	5	防災計画平面図・断面図（縮尺：1/500 程度）
	6	工事工程表
	7	下水施設管理者との協議経過書
提出部数	2 部	

作成要領：1 宅地造成等に関する工事の廃止届

【1】工事の種別

- ・該当する工事種別を○で囲むこと。

【2】工事進捗状況

- ・廃止届出時点の状況を記載すること。

【3】廃止後の措置

- ・防災措置計画内容を記載すること。

5 防災計画平面図・断面図

- ・施行区域及びその周辺の区域に災害等の被害を及ぼさないよう策定した防災措置計画内容がわかるものとする。

6 下水施設管理者との協議経過書

- ・工事を廃止することについて、下水道部局と協議した内容を記載すること。

⑥ **申請等の取下げ届**（要領第 11 条）

法又は要領による申請又は申出をした者は、当該申請又は協議の申出を取り下げるときは取下げ届を市長に提出しなければならない。

（申請図書等）

必要図書	1	申請等の取下げ届【★要領第 11 号様式】
	2	委任状
提出部数	2 部	

作成要領：1 申請等の取下げ届

【2】申請又は申出日

取下げする申請又は申出がなされた日を記載すること。

⑦ **宅地造成又は特定盛土等の工事完了検査前の建築物の建築着手届出書**

法第 12 条第 1 項の規定により許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 17 条第 1 項に規定する工事完了の検査前に、建築物の建築を着手する場合は、宅地造成又は特定盛土等の工事完了検査前の建築物の建築着手届出書に必要書類を添付の上、提出すること。

（申請図書等）

必要図書	1	宅地造成又は特定盛土等の工事完了検査前の建築物の建築着手届出書【★参考様式第 7】
	2	委任状
	3	理由書及び誓約書
	4	工事工程表
	5	土地利用計画図
提出部数	2 部	

(4) **定期報告・検査について**

① **定期報告**（法第 19 条、令第 25 条、規則第 48～50 条、要領第 7 条）

法第 12 条第 1 項の許可（令第 25 条で定める規模（別表 5 参照）の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、3 ヶ月ごとに、当該許可に係わる宅地造成等に関する工事の状況その他主務省令で定める事項（別表 6 参照）を市長に報告しなければならない。

（申請図書等）

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告

必要図書	1	定期報告書【★要領第 7 号様式】
	2	委任状
	3	報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の

	状況並びに報告書鑑【8】欄から【11】欄の状況を明らかにする写真等
提出部数	2 部

イ 土石の堆積に関する工事の定期報告

必要図書	1	定期報告書【★要領第 8 号様式】
	2	委任状
	3	報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真等
提出部数	2 部	

② 中間検査（法第 18 条、令第 23、24 条、規則第 45、46 条）

定期報告の必要がある規模の工事（別表 5 参照）で、かつ、特定工程を含む場合、特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程を終えた日から 4 日以内に中間検査を申請し、検査を受けなければならない。

※**特定工程：盛土又は切土をする場合において、地表水等によりがけ崩れ又は土砂の流出が生ずる恐れがあるときに、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事の工程をいう。**

ア 検査の申請

（申請図書等）

必要図書	1	中間検査申請書【★規則様式第十三】
	2	委任状
	3	検査対象及び面積がわかる図面（平面図・求積図）
	4	検査対象の写真
提出部数	2 部	

イ 合格証の交付

検査の結果、その工事が技術的基準に適合していれば、中間検査合格証を交付する。中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事はできない。

③ 完了検査等（法第 17 条、規則第 39～43 条）

ア 検査の申請

（ア）宅地造成又は特定盛土等

当該許可に係る工事が完了したときは、4 日以内に完了検査の申請をしなければならない。また、現地検査の際、許可時に指示のあった試験報告書等の確認をする

ので、用意しておくこと。なお、検査の申請後、盛土規制法担当部局より、本市下水道部局へ「検査済証交付に関する意見照会」をするので、本市下水道部局に対しても、必要な手続きをしておくこと。

(申請図書等)

必要図書	1	完了検査申請書【★規則様式第九】
	2	委任状
	3	工事写真（着工前、完了時の全景写真及び各種工程がわかるもの等）（正本のみに添付）
提出部数	2 部	

(イ) 土石の堆積

当該許可に係わる工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）が完了したときは、4 日以内に堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、確認の申請をしなければならない。

(申請図書等)

必要図書	1	確認申請書【★規則様式第十一】
	2	委任状
	3	工事写真（堆積された全ての土石の除却が行われたことがわかる写真。）（正本のみに添付）
提出部数	2 部	

イ 検査済証・確認済証の交付

検査の結果、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、その工事が技術的基準に適合していれば検査済証を、土石の堆積に関する工事については、堆積されていたすべての土石の除却が確認できれば確認済証を交付する。

(5) 工事の標識の掲示について

盛土規制法の許可を受けた工事主は、当該許可に係わる土地の見やすい場所に、標識を掲げなければならない。標識は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」【★規則様式第二十三】（別表 7 参照）又は「土石の堆積に関する工事の標識」【★規則様式第二十四】（別表 8 参照）によるものとする。

※盛土規制法の許可対象工事に該当するもののうち、開発許可を受けるものについては、盛土規制法の許可はみなし許可となる。みなし許可の場合、現地には、大阪市開発許可の手続に関する

規則第 5 条に基づく標識の掲示と盛土規制法第 49 条の規定に基づく標識の掲示が必要となる。
この場合、盛土規制法の標識の許可日や許可番号は、開発許可のものを記載すること。

5 その他（標準処理期間・申請手数料等）

(1) 標準処理期間

申請に対する標準処理期間一覧

申請の種類	標準処理期間
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可（協議成立含む。）	おおむね 14 日以内
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可	おおむね 14 日以内
土石の堆積に関する工事の許可	おおむね 14 日以内
土石の堆積に関する工事の変更許可	おおむね 14 日以内

（注記）

- ・上記の標準処理期間は、申請を受け付けてから、許可等の処分を行うまでに通常要する標準的な期間で、事前協議の期間等を含まない。
- ・形式上の不備の是正等に係る補正に要する期間、追加資料の提出等に要する期間及び申請者の都合により変更等を行うために要する期間等を含まない。

(2) 申請手数料

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請、その他の申請を行う際には、次表の手数料表の金額を納入すること。

納入方法について、大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に定める納付書により納付すること。納付書は許可申請窓口にてお渡しします。

手数料表

1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可

(1) 許可申請手数料

盛土等をする土地の面積	額
500 平方メートル以下	14,300 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下	25,900 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	37,300 円
2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下	57,300 円
3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下	71,600 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	96,300 円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下	150,600 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下	235,200 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以下	377,200 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以下	541,500 円
100,000 平方メートル超	723,600 円

(2) 変更許可申請手数料

変更内容	額
I 面積の変更なし	従前の面積に対応する金額×1/10
II 面積減少	変更後の面積に対応する金額×1/10
III 面積増	①従前の面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額
	②増えた面積に対応する金額（設計変更なしで面積のみ増える場合）
IV 面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額
V その他の変更 （盛土等をする土地に係らない その他の変更）	13,500 円（I～IVと当時の場合は加算）

※ 1 面積＝盛土等をする土地の面積

※ 2 I～IVのいずれかで金額算定

※ 3 最高限度額は 723,600 円

(3) 中間検査申請手数料

盛土等をする土地の面積	額
500 平方メートル以下	3,900 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下	4,300 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	4,800 円
2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下	5,500 円
3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下	6,100 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	7,000 円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下	9,200 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下	12,600 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以下	18,100 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以下	24,600 円
100,000 平方メートル超	31,800 円

2 土石の堆積に関する工事の許可

(1) 許可申請手数料

土石の堆積を行う土地の面積	額
500 平方メートル以下	12,100 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下	15,100 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	17,800 円
2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下	22,000 円
3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下	30,800 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	34,800 円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下	41,700 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下	56,700 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以下	77,400 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以下	115,400 円
100,000 平方メートル超	144,200 円

(2) 変更許可申請手数料

変更内容	額
I 面積の変更なし	従前の面積に対応する金額 $\times 1/10$
II 面積減少	変更後の面積に対応する金額 $\times 1/10$
III 面積増	①従前の面積に対応する金額 $\times 1/10$ + 増えた面積に対応する金額
	②増えた面積に対応する金額（設計変更なしで面積のみ増える場合）
IV 面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額 $\times 1/10$ + 増えた面積に対応する金額
V その他の変更 （土石の堆積を行う土地に係らないその他の変更）	13,500 円（I～IVと当時の場合は加算）

※ 1 面積＝土石の堆積を行う土地の面積

※ 2 I～IVのいずれか一つで金額算定

※ 3 最高限度額は 144,200 円

第3章 許可の基準

1 技術的基準（法第13条、令第6～20条）

規制区域内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行しようとするときは、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設の設置その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。技術的基準については、施行要領に定める排水施設の設置に関する技術的基準及び次の（１）、（２）とするほか、設計にあたっては、「大阪府宅地造成等に関する設計指針」及び「盛土等防災マニュアル」を参照すること。

(1) 土地の形質の変更に係る技術的基準

土地の形質の変更に係る技術的基準は、以下によること。

ア 崖面崩壊防止施設

崖面崩壊防止施設とは、盛土又は切土により生ずる崖面において、擁壁の設置では地盤変動や地盤内部への地下水浸入など崖の安定を保つ機能を損なうときに、擁壁に代えて設置して崖面を覆う施設をいう。

盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆うことを原則としますが、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生じる場所で、土地利用条件や保全対象との位置関係等により適用性があると判断される場合は、特例として、地盤の変形への追従性と適切な透水性に特徴づけられる崖面崩壊防止施設を認めている。

崖面崩壊防止施設を設置する場合は、以下の点に留意すること。

- ・住宅等の建築物の建築等の、地盤の変動が許容されない土地には適用できない。（地盤の変動が許容されない土地には、擁壁が設置できる土地（地盤改良をしたものを含む。）も該当する。）

- ・設置する崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当する構造とすること。

- ①崖面と密着した状態を保持することができる構造
- ②土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造
- ③施設の裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造

- ・崖面崩壊防止施設自体の変形が過大となり安定性を損なったり、近接する保全対象に響を及ぼさないようにすること。

- ・過大な土圧が作用する場合は適用性が低く、周辺斜面の安定性が確保できていない場合は適用できない。

（工種例）

- ・鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等

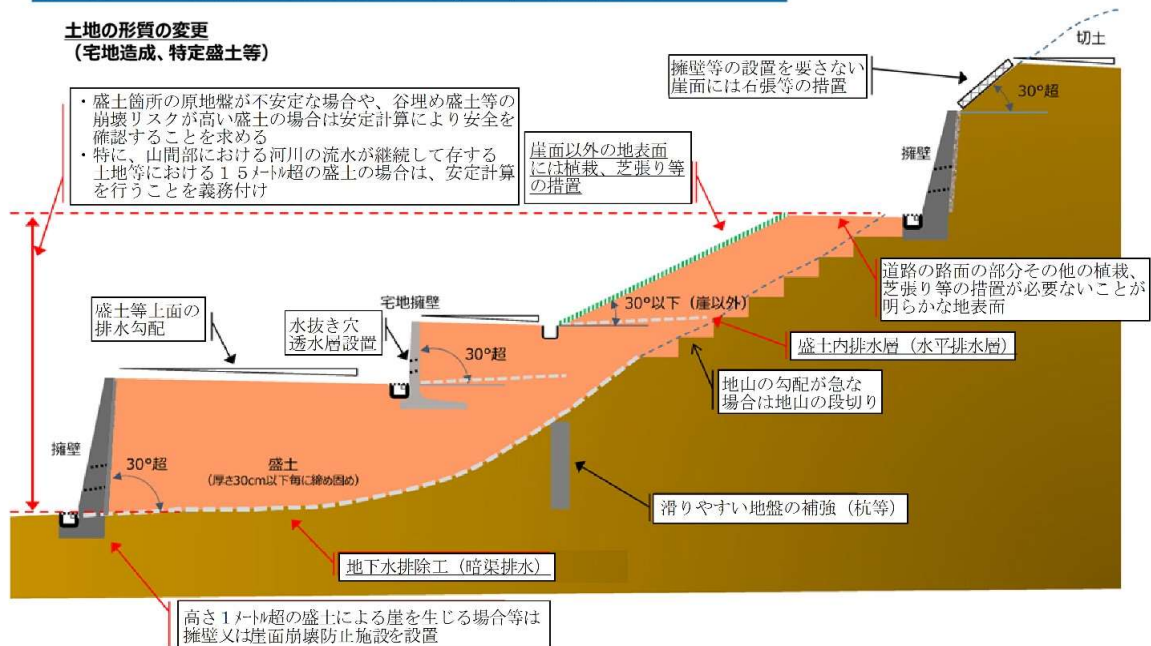
※選定にあたっては、設置個所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。

イ 崖面の保護及び地表面の保護

盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じなければならない。また、盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）は、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講じなければならない。

- ・崖の上端に続く地盤面の排水を崖と反対方向の勾配とした土地の地表面
- ・道路の路面の部分や田畑等の保護する必要があることが明らかな地表面

【参考】土地の形質の変更の技術的基準(政令)全般の概念図

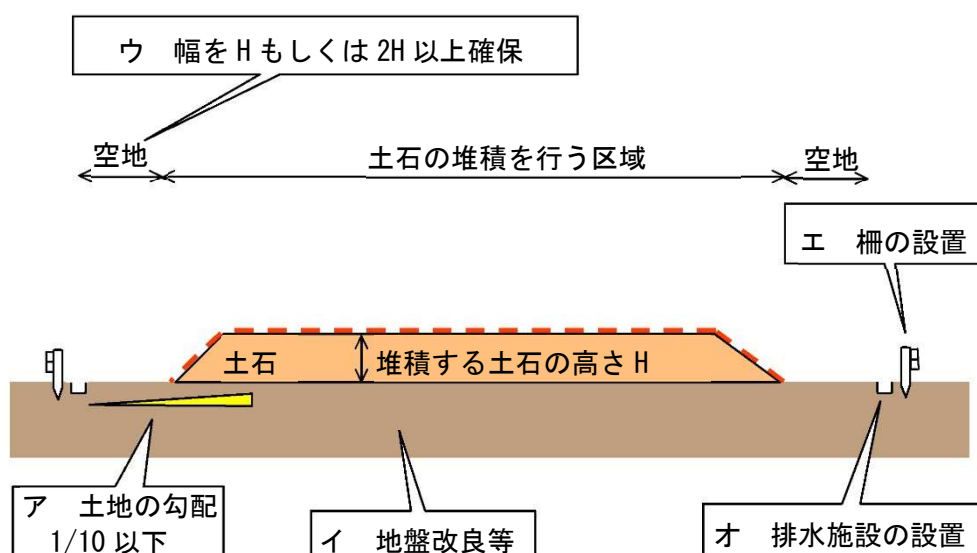


(2) 土石の堆積に係る技術的基準

土石の堆積に係る技術的基準は、以下によること。

- ア 土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は、以下の力堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合を除き、勾配が1/10以下である土地において行うこと。
- イ 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

- ウ 堆積した土石の周囲に、以下のカ堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合を除き、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)で定める空地（勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を設けること。
- (ア) 堆積する土石の高さが 5 メートル以下である場合当該高さを超える幅の空地
- (イ) 堆積する土石の高さが 5 メートルを超える場合当該高さの 2 倍を超える幅の空地
- エ 堆積した土石の周囲には、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示するとともに、柵その他これに類するもの（ロープなどの簡易なものでも可）を設けること。
- オ 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

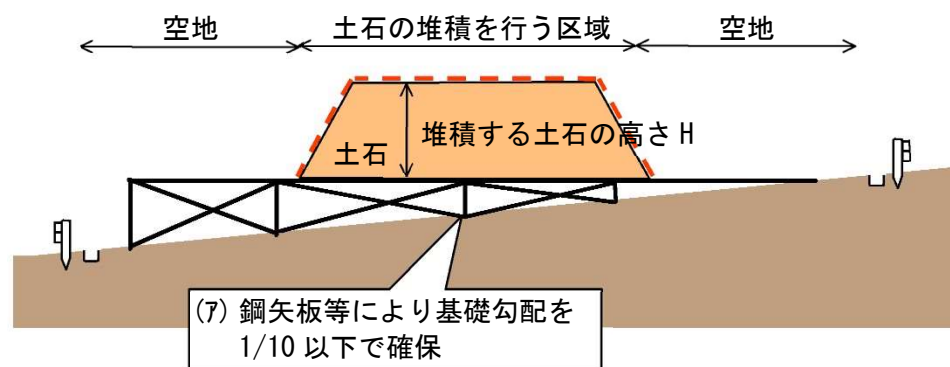


カ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が 1/10 を超える場合の措置や、空地を設けない場合の措置を指し、以下の(ア)又は(イ)とする。

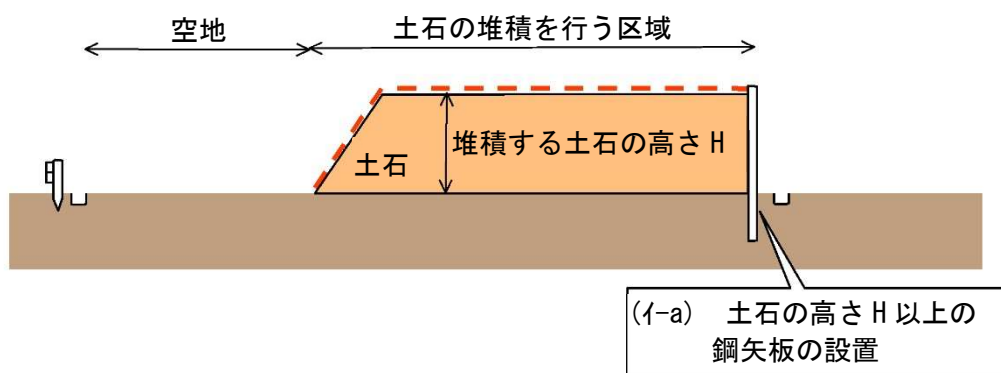
(7) 地盤の勾配が 1/10 を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

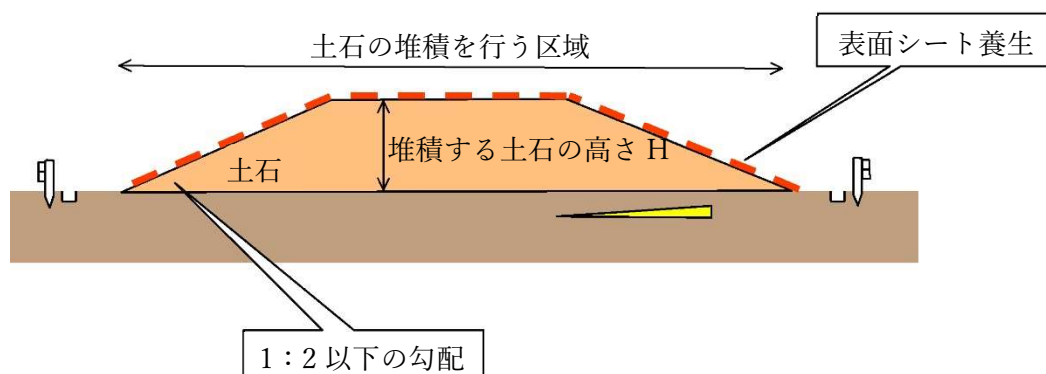


(イ) 空地を設けない場合の措置

a 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。



b 土石の堆積の斜面の勾配を土質等に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと。



キ 防災施設の設置

水路や柵その他の防災施設については、工事中の安全を担保する観点から先行して設置することとし、必要な施設が設置するまでは、土石等の搬入はできない。

2 資力及び信用の基準

許可を受けるには、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。これは、事業計画どおりに当該事業を完遂するための資金的能力があるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するためである。

工事主の資力及び信用の有無の判断に当たる図書については、次の図書とする。

- ・預金残高証明書（通帳の写しは不可）又は融資に関する証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）
- ・資金計画書（自己資金又は借入金がある場合は、その事実を証する書類を含む。）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・その他市長が必要と認める図書

【工事主が個人の場合】

- ・住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類
- ・直近 2 年の所得税の納税証明書

【工事主が法人の場合】

- ・法人の登記事項証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）
- ・役員の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類
- ・直近 2 年の法人税の納税証明書

3 工事施行者の能力の基準

許可を受けるには、工事施行者に工事を行うために必要な能力があることが必要である。これは、過去の事業実績等から判断して着実に許可条件等を遵守して当該事業を遂行していくことができるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するためである。

工事施行者の能力の有無の判断に当たる図書については、次の図書とする。

- ・施行者に関する業務経歴書
- ・法人の場合は法人の登記簿謄本（許可申請日前 3 ヶ月以内）
- ・建設業法による許可通知書（土木工事業者等）の写し

4 関係権利者の同意の基準

土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための以下の事業の施行に伴うものを除き、許可を受けるには、工事をする土地について所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（永小作権、地役権等）を有する者の全ての同意を得ていることが必要である。

また、権利を有する者が死亡している場合は、全ての相続人の同意及び相続関係を証明する書類が必要である。

- ・土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
- ・土地収用法の規定による告示に係る事業
- ・都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業のうち使用権設定土地において行うもの

必要な権利者の同意を取得していることを確認するための図書は、次の図書とする。

- ・土地・工作物登記事項証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）
- ・各権利者の同意書
- ・同意者の印鑑証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）（同意者が法人の場合は、資格証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内））
- ・地籍図の写し

盛土規制法の許可を要しない工事一覧

区分	具体的な内容
公共施設用地 (法第 2 条第 1 号、令第 2 条、規則第 1 条各項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事（法第 12 条第 1 項ただし書、令第 5 条第 1 項各号、規則第 8 条各号）	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ 2 m 以下かつ面積 5 0 0 m² 超の盛土又は切土（令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 3 0 c m を超えないものを行う工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が 3 0 0 m² を超えないもの

	・令第 4 条第 2 号の土石の堆積であつて、土石の堆積をする厚さが 30 cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 1）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 2）又はその付近（注 3）に堆積するもの（注 4）
みなし許可となる工事（法第 15 条各項）	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注 5）（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充（※一定規模以上のもの等は許可が必要な場合がある。））

注 1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主たる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。

注 2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指し、本市の場合、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地（大阪市域に限る。）を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10km 以内のものについては、「工事の現場」として取り扱う。

注 3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

注 4：工事の施行に付随して行われる土石の堆積は、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とする。

注 5：通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、経済戦略局産業振興部産業振興課（農業担当）に対して許可申請前に相談を行うこと。

主な他法令等一覧

法令等	手続等の概要	担当課等
都市計画法	都市計画法に基づく開発許可を受けた造成工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなす。（許可後の中間検査、定期報告の対象となる場合がある。）	計画調整局開発調整部開発誘導課
	施行区域が地区計画区域内にある場合、土地の区画形質の変更等の行為をしようとするときは、当該行為に着手する日の三十日前までに、届出が必要である。	計画調整局計画部 都市計画課
農地法	農地を農地以外のものに転用する場合は、必ず、その行為を行う前に、農地法による届出が必要である。	経済戦略局産業振興部産業振興課農業担当
建築基準法	宅地造成及び特定盛土等規制法の許可及び都市計画法に基づく開発許可を要しない工事であっても、高さが2 mを超える擁壁を築造する場合には、確認申請の手続きが必要である。	計画調整局建築指導部建築確認課 または指定確認検査機関
	建築基準法に基づく道路の位置の指定が施行区域内で行われるときは、事前に担当課と調整の上、盛土規制法の手続きを行うこと。	計画調整局建築指導部建築企画課
大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例	施行区域が風致地区内にある場合、宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更等の行為をしようとするときは、許可が必要である。	計画調整局計画部 都市計画課
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合は、文化財保護法の規定に基づき、事前の届け出等が必要となる。	教育委員会事務局 総務部文化財保護課
土壌汚染対策法	土壌汚染対策法に基づき指定された区域及び 3,000 平方メートル(有害物質使用特定施設が設置されている土地の場合は 900 平方メートル) 以上の土地の形質の変更をしようとするときは、事前に届出が必要となる。	環境局環境管理部 環境管理課土壌汚染対策グループ

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書類

申請書等

	記号	書類の名称	附属書類・内容等	備考
申請書等	A	許可申請書	許可申請書鑑【★規則様式第二】	
	B	委任状	—	
	C	住民への周知実施報告書	・周知実施報告書鑑【★参考様式第1】 ・周知に使用した資料（「周知する工事の具体的内容」を含む。） 【周知方法①又は②の場合】 ・周知範囲図、周知実施表 【周知方法③の場合】 ・掲示場所が分かる位置図等、掲示板の写真（近景・遠景）、ウェブページの画面を印刷したもの	周知方法 ①説明会の実施 ②書面の配布 ③掲示及びウェブページへの掲載
	D	権利者の同意書	・同意書【★参考様式第2】（実印朱肉で捺印）	
			・同意者の印鑑証明書 ・同意者の資格証明書（法人の場合）	（許可申請日前 3 ヶ月以内）
	E	土地・工作物登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等に関する工事の施行区域内の土地・工作物登記事項証明書（登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付すること。）	（許可申請日前 3 ヶ月以内）
	F	資力信用に関する調書	<共通事項>	（許可申請日前 3 ヶ月以内）
			・預金残高証明書又は融資に関する証明書	
			・資金計画書【★規則様式第三】	
			・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書【★参考様式第3】	
			・暴力団等に該当しない旨の誓約書【★参考	

		様式第 4】	
		<工事主が個人の場合> ・住民票の写し（個人番号の記載がないもの） 若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類 ・直近 2 年の所得税の納税証明書	（許可申請日 前 3 ヶ月以 内）
		<工事主が法人の場合> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類 ・直近 2 年の法人税の納税証明書	
G	設計者の資格に関する調書	・設計者の資格に関する調書【★参考様式第 5】 ・卒業証明書、実務経歴証明書等資格を有する者であることを証する書類	（擁壁高さが 5.0m を超える場合又は切盛面積 1,500 ㎡を超える土地において排水施設を設置する場合に必要。）
H	工事施行者に関する調書	・施行者に関する業務経歴書【★参考様式第 6】 ・登記事項証明書（法人の場合に必要。工事主と工事施行者が同じ場合は省略することができる。） ・建設業法による許可通知書（土木工事業者等）の写し	
I	地籍図（公図）	・申請地を朱線で囲むこと。	写し（許可申請日前 3 ヶ月以内）
J	里道・水路明示書	・施行区域に里道や水路が接する場合、又は含まれる場合に必要です。	原本を副本に添付すること

(A／許可申請書鑑)「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」

【１】工事主住所氏名欄

- ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載すること。
- ・連絡先も併せて記載すること。

【２】設計者住所氏名欄

- ・連絡先も併せて記載すること。
- ・法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名、住所は主たる事務所の所在地を記入すること。
- ・資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、「２」に○印を付し、かつ資格を有することを証明するに足る資料をこの申請書に添付すること。

【３】工事施行者住所氏名欄

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載すること。
- ・連絡先も併せて記載すること。
- ・法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名、住所は主たる事務所の所在地を記入すること。

未定のときは、「未定」と表記し、後で定まってから工事着手前に届け出ること。ただし、許可条件の一つである「工事施行者の能力」について要件を満たさないものは、許可を取り消す場合がある。

【４】土地の所在地及び地番欄（代表地点の緯度経度）

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載すること。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用すること。

<リンク： <https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>>

【５】土地の面積

- ・造成する面積ではなく、施行区域の土地（許可申請に関連のある土地）の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含む。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載すること。

【６】工事着手前の土地利用状況

- ・建築物があった場合はその用途等を記載すること。
- ・宅地以外で利用されている場合はその詳細（駐車場、農地、畑等）を記載すること。

【７】工事完了後の土地利用

- ・予定建築物がある場合はその用途等を記載すること。
- ・宅地以外で利用される場合はその目的（駐車場、農地、畑等）を記載すること。

【8】盛土のタイプ

・盛土のタイプは次の①～③より選択すること。（複数選択可）

①平地盛土

勾配 1 / 1 0 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

②腹付け盛土

勾配 1 / 1 0 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

③谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土

【9】土地の地形

「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいう。

① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【10】工事の概要

イ 盛土又は切土の高さ

・盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載すること。

（最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記載すること。）

ロ 盛土又は切土をする土地の面積

・盛土又は切土をする土地の面積 （30 c m以下の部分も含む。） であって、手数料の額を判定する面積となる。

ハ 盛土又は切土の土量

・土量計算書により算出したものを記載すること。

ニ 擁壁

・付番の上、構造（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造等）、高さ（見え高、最小～最大高さ）、延長を記載すること。

ホ 崖面崩壊防止施設

・鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工を採用する場合に、種類、高さ、延長を記載すること。

※崖面崩壊防止施設は、湧水の影響等により長期的な支持力の確保等が課題となる箇所では、擁壁では地盤改良等の追加対策を講じる必要が生じる場合もあるため、保全対象との位置的関係等を総合的に判断し、地盤の変形を許容できる場合に限り、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設が適用可能とされており、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できない。

ヘ 排水施設

- ・擁壁の水抜き穴からの排水を処理する排水施設（U 字側溝、塩ビ管、雨水枡等）について、種類、内法寸法、延長を記載すること。

ト 崖面の保護の方法

- ・擁壁を設置する場合は「擁壁にて土留め」、崖面崩壊防止施設を設置する場合は「崖面崩壊防止施設にて土留め」と記載すること。

- ・擁壁又は崖面崩壊防止施設で崖面を覆わない場合（令第 8 条第 1 項イ又はロに該当する崖面の場合）は「石張り」、「芝張り」、「モルタルの吹付け」等の風化その他の侵食から保護する措置の内容を記載すること。

チ 崖面以外の地表面の保護の方法

- ・法面が生じる部分について「植栽」、「芝張り」、「板柵工」等の雨水その他の地表水による侵食から保護する措置の内容を記載すること。

リ 工事中の危害防止のための措置

- ・道路等への土砂流出防止対策内容、その他現場施工に際しての安全対策等（土嚢設置、鋼矢板止め等）を記載すること。

ヌ その他の措置

工事の施工方法等で特に注意が必要な事項を記載すること。

ル 工事着手予定年月日

「許可後〇ヶ月」といった記載でもよい。

ロ 工事完了予定年月日

工事工程表と整合した内容で記載すること。

ワ 工程の概要

「別紙工程表のとおり」と記載し、工程表を添付すること。

【 1 1 】その他必要な事項

- ・他法令による許認可の状況をすべて記載すること。

（B／委任状）

工事主が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付すること。

工事主印の押印は不要だが、代理人の印鑑は、訂正・受領等に持ち出せるものを使用すること。

（C／住民への周知実施報告書）

周辺地域の住民への周知実施報告書鑑【★参考様式第 1】に、周知に使用した資料（「周知する工事の具体的内容」を含む。）のほか、周知方法に応じて、周範囲図、周知実施表、その他必要図書を添付すること。

※周知に使用する資料は「周知する工事の具体的内容」を含むものとし、本市との協議により内容が変更となる可能性があること、変更があった場合は別途周知する旨を記載するとともに、担当者の連

絡先も併せて記載すること。

(D／権利者の同意書)

- ・同意書【★参考様式第 2】に下記権利者の実印を押印すること。
- ・同意者の印鑑証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）を添付すること。同意者が法人の場合は、資格証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）も添付すること。

【同意が必要な権利者】

宅地造成、特定盛土等に関する工事の施行区域内の土地について所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（永小作権、地役権等）を有する者

※抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く。）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはならない。なお、建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要である。

(E／土地・工作物登記事項証明書)

施行区域の地番について提出してください。（許可申請日前 3 ヶ月以内）

正本には原本を添付し、副本は写しでも可。

※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

(F／資力信用に関する調書)

下記書類を提出すること。

【共通事項】

- ・預金残高証明書（通帳の写しは不可）又は融資に関する証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）
- ・資金計画書【★規則様式第三】

造成等の工事に係る収入、支出の項目について記載すること。単年度の工事期間の場合でも、年度別資金計画書は提出すること。

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書【★参考様式第 3】
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書【★参考様式第 4】

【工事主が個人の場合】

- ・住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類
- ・直近 2 年の所得税の納税証明書

【工事主が法人の場合】

- ・法人の登記事項証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）
- ・役員の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類
- ・直近 2 年の法人税の納税証明書

（G／設計者の資格に関する調書）

造成工事の内容が資格を有する者（下記参照）の設計によらなければならない工事（擁壁の見え高が 5.0m 超える場合、切土又は盛土面積が 1,500 m²を超え、排水施設を設置する場合）である場合に次の書類を添付すること。

- ・設計者の資格に関する調書【★参考様式第 5】
- ・卒業証明書、実務経歴証明書等資格を有する者であることを証する書類

○設計者の資格要件（令第21条及び第22条、規則第35条）※下記いずれか

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。

ウ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。

エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。

オ 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者。（下記参照）

- ・ 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- ・ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規

則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

- ・ 建築士法による1級建築士の資格を有する者
- ・ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者。
- ・ アからエに該当する者のほか、国土交通大臣が令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者。

（H／工事施行者に関する調書）

下記書類を提出すること。

- ・ 施行者に関する業務経歴書【★参考様式第6】
- ・ 登記事項証明書（工事施行者が法人の場合に必要。工事主と工事施行者が同じ場合は省略することができる。）
- ・ 建設業法による許可通知書（土木工事業者等）の写し

（I／地籍図（公図）写し）

施行区域の地番について提出すること。（許可申請日前3ヶ月以内）

施行区域を朱書きで囲むこと。

正、副ともに写しで可だが、インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

（J／里道・水路明示書）

施行区域に里道や水路に接する場合、又は含まれる場合に提出すること。

副本には原本を添付し、正本は写しでも可。（正本の写しは申請時に原本照合を行う。）

設計図書等

	記号	図書の名称	表示すべき事項		備考
			内容	縮尺	
設計図書等	K	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
	L	現況図 (地形図)	・方位及び土地の境界線 ・既存の擁壁及び CB 等の擁壁以外の構造物がある場合は、範囲、構造、高さ等	1/2,500 以上	等高線は、2m の標高差を示すものとする。
	M-1	現況写真	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	—	
	M-2	写真撮影位置図	・現況写真の撮影位置	1/2,500 以上	現況図（地形図）に記載しても可
	N	土地利用計画図	・方位及び土地の境界線 ・予定建築物等の敷地形状及び配置、用途※ ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・法面、崖の位置、形状及び高さ ・擁壁の位置、種類、形状及び高さ	1/500 以上	※予定建築物等がない場合は、土地の利用目的（駐車場、農地、畑等）を記載すること。
	O-1	土地の平面図 (造成計画平面図)	・方位及び土地の境界線並びに、盛土（赤色で着色）又は切土（黄色で着色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置、擁壁の見え高、構造種別、底板範囲、擁壁の水抜き穴からの排水処理内容、地表水や地下水等の対策に必要な地中埋設排水施設、法面保護内容、義務擁壁又は任意擁壁の別等	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるよう記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
	O-2	土地の断面図 (造成計画断面図)	・盛土（赤色で着色）又は切土（黄色で着色）をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成する

		図)	・盛土、切土の高さ、擁壁の断面、法面勾配、区域境界等		こと。
	P-1	排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れる方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	本市下水道部局の事前協議済印が押印されたものを添付すること。
	P-2	排水施設の構造図	・構造詳細図	1/50 以上	本市下水道部局の事前協議済印が押印されたものを添付すること。
	Q-1	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土（赤色で着色）又は切土（黄色で着色）をする前後の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	盛土をした場合に生ずる1 m超の崖面、切土をした場合に生ずる2 m超の崖面、盛土と切土を同時にした場合に生ずる2 m超の崖面を擁壁で覆わない場合に必要。
	Q-2	安定計算書	・土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算	—	上記同様
	R-1	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜き穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
	R-2	擁壁の背面図	・擁壁の全高、見え高、延長、根入れ、水抜き穴の位置、材料及び内径（φ75mm 以上、3 m 以内毎に千鳥配置）、透水層の位置及び寸法、伸縮目地、隅角補強部、折れ点の位置等	1/50 以上	
	R-3	擁壁の構造図	・擁壁の構造、断面、形状及び寸法、鉄筋配置形状及び寸法、隅角補強内容、目地構造、基礎構造の種類及び寸法	1/50 以上	
	R-4	構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定	—	鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造

					の義務擁壁を設置する場合に必要
S-1	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上		
S-2	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜き穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上		
T	土地の求積図	・施行区域の土地（許可申請に関連のある土地）の求積図であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含む。	1/500 以上		
U-1	盛土又は切土をする土地の求積図	・造成する部分の求積図。（造成の高さが30cm以下の部分を含む。） ・盛土、切土それぞれで算出すること。	1/500 以上		
U-2	土量計算書	・盛土、切土それぞれで算出すること。（造成の高さが30cm以下の部分を含む。）	—		
V	工事工程表	・造成工事に係る内容を記載すること。			
W-1	仕様書等		—		大臣認定擁壁、間知ブロック、透水マット等を使用する場合に必要
W-2	土質資料等		—		義務設置擁壁の構造計算において、設計条件に、試験結果等を用いる場合又はその必要がある場合
W-3	地盤改良計画平面図・断面図	・改良種別、改良範囲を記載すること。柱状改良の場合は、改良径、ピッチ、改良長、本数	—		擁壁底版下等において地盤改良を行う場合に必要
W-4	防災計画平面図・断面図	・道路等への土砂流出防止等の内容 ・大規模な造成工事等で調整池、沈砂池、透水管、蛇カゴ等を設置する場合はその内容	—		

(K／位置図)

施行区域の位置や周辺状況がわかるよう作成すること。

(L／現況図（地形図）)

造成する土地の現況がわかるよう作成すること。

※既存の擁壁及びCB等の擁壁以外の構造物がある場合は、範囲、構造、高さ等を記載すること。

(M-1／現況写真)

施行区域全体の土地利用状況および現況の建物・工作物（境界塀、既存擁壁等）の配置、造成しようとする場所の状況がわかるように撮影すること。

(M-2／写真撮影位置図)

現況写真の撮影位置が分かるように作成すること。なお、現況図（地形図）に記載することで省略することができる。

(N／土地利用計画図)

予定建築物等の敷地形状及び配置、用途を記載すること。予定建築物等がない場合は、土地利用の目的を記載すること。

(O-1／土地の平面図（造成計画平面図）)

盛土（赤色）、切土（黄色）部分に色分けし、許可の対象となる義務設置擁壁と任意擁壁を書き分け、現況の地盤高と計画地盤高の関係が判別できるように作成すること。（造成高さ30cm以下の造成も含む。）

また、既存の擁壁及びCB等の擁壁以外の構造物を存置する場合はその内容が分かるようにすること。

その他、各地盤等のレベル、擁壁の位置（範囲）、見え高、構造種別（L型・逆L型・逆T型擁壁）、底版範囲、地表水や地下水等の対策に必要な地中埋設排水施設、擁壁の水抜き穴からの排水処理内容（排水施設詳細、排水方向）、法面保護内容（法面角度含む。）を記載すること。

※許可申請書鑑において記載した擁壁等の番号を反映してください。

(O-2／土地の断面図（造成計画断面図）)

造成に関する縦横断面を作成すること。

土地の平面図（造成計画平面図）と同様に、盛土（赤色）、切土（黄色）部分に色分けし、盛土・切土の高さ、擁壁の断面、法面勾配、区域境界等を記載すること。

なお、施行区域が広い場合や、高低差が変化する場所については複数個所の断面を作成すること。

(P-1／排水施設の平面図)

平面図の縮尺は1/500以上とし、施行区域内から公共排水施設までの経路及び構造を、擁壁及び法面等の排水計画を含んで作成すること。施行区域の面積が600㎡以上の場合は、流量計算書及び流域図が別途必要である。

協議に先立ち、下水道施設の維持管理を委託しているクリアウォーターOSAKA 株式会社の各行政区別担当の管路管理センター

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000363174.html>) と下水道施設の現況について、立会確認し、現況図を作成する必要がある。

また、一定規模以上の土地の利用計画の場合、雨水浸透阻害行為の許可に関する届出(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007211.html>) および、「雨水流出調整に関する実施基準

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000197829.html>)」が適用される場合があるので注意すること。

なお、本平面図は、事前に本市下水道部局と協議の上、作成し、本市下水道部局の事前協議済印が押印されたものを添付すること。

(P-2／排水施設の構造図)

構造図の縮尺は、1/50以上とすること。

(Q-1／崖の断面図)・(Q-2／安定計算書)

施行区域内で盛土をした場合に生ずる1 m超の崖面、切土をした場合に生ずる2 m超の崖面、盛土と切土を同時にした場合に生ずる2 m超の崖面を擁壁で覆わない場合に必要である。

(R-1／擁壁の断面図)

タイプ（擁壁の構造）毎で作成の上、義務設置擁壁・任意擁壁とも提出すること。

擁壁の躯体寸法及び勾配、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法等を確認できるように作成すること。

※間知石積み擁壁については根入れ深さ、前面地盤ラインにおける裏込めコンクリートの厚み、天端幅、各高さ等がわかるようにすること。

※CP型枠等の大臣認定擁壁を使用する場合、製品の標準断面図を用いることは問題ありませんが、別途仕様書の提出が必要となる。

(参考：大臣認定擁壁／国土交通省HP)

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

(R-2／擁壁の背面図)

タイプ（擁壁の構造）毎で作成の上、義務設置擁壁・任意擁壁とも提出すること。

擁壁の全高、見え高、延長、根入れ水抜き穴の位置、計画地盤ライン、想定根入れライン、法担ぎ高、折れ点、隅角補強部位置、目地位置等を確認できるように作成すること。

(R-3／擁壁の構造図)

鉄筋の配筋状況（鉄筋径、ピッチ、かぶり厚さ等）、隅角部補強内容、目地構造、基礎構造等がわかるように作成すること。

(R-4／構造計算書)

鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁のうち、義務設置擁壁について提出が必要である。

(S-1／崖面崩壊防止施設の断面図)

擁壁の断面図と同様に、タイプ毎で作成すること。

部材等の各寸法、高さ等、構造がわかるように作成すること。

※製品の標準断面図を用いることは可だが、別途仕様書の提出が必要となる。

(S-2／崖面崩壊防止施設の背面図)

擁壁の背面図と同様に、タイプ毎で作成すること。

各施設の全高、見え高、延長、根入れ、計画地盤ライン、法担ぎ高、折れ点位置等を確認できるように作成すること。

(T／土地の求積図)

施行区域の土地（許可申請に関連のある土地）全体の求積図を作成すること。

(U-1／盛土又は切土をする土地の求積図)

盛土、切土をする土地について、各々の面積（㎡）及びその合計がわかるように作成すること。なお、30 c m以下の部分も含め、造成部分すべてについて作成すること。

(U-2／土量計算書)

盛土、切土をする土地について、各々の土量（㎡）及びその合計がわかるように作成すること。なお、30 c m以下の部分も含め、造成部分すべてについて作成すること。

(V／工事工程表)

造成工事に係る内容を記載すること。

(W-1／仕様書等)

大臣認定擁壁、崖面崩壊防止施設、透水マット、間知ブロック等を使用する場合に提出すること。

(W-2／土量資料等)

義務設置擁壁の構造計算において、その設計条件に試験結果等を用いる場合又はその必要がある場合に提出すること。

(W-3／地盤改良計画平面図・断面図)

擁壁底版下等において地盤改良を行う場合に作成すること。

平面図においては擁壁の位置を反映し、改良種別、改良範囲を明記すること。

柱状改良等の場合は、改良径、ピッチ、改良長、本数を記載すること。

(W-4／防災計画平面図・断面図)

周辺（住宅、道路等）への土砂流出抑制に係る施設（土嚢、沈砂池、土砂堤防等）を記載すること。

また、施工過程において流動的に設置範囲等が変わることがある場合においても、安全対策等に十分配慮の上、工事を実施すること。

なお、防災計画において沈砂池等を計画する場合は、その構造図等を提出すること。

(その他添付図書に関する注意事項)

※各平面図については方位、境界線名称を記載すること。

※工区を設定する場合は、当該工区毎の地名、地番の一覧を添付すること。

別表 4

土石の堆積に関する工事の許可申請書類

申請書等

	記号	書類の名称	附属書類・内容等	備考
申請書等	A	許可申請書	許可申請書鑑【★規則様式第四】	
	B	委任状	—	
	C	住民への周知実施報告書	・周知実施報告書鑑【★参考様式第1】 ・周知に使用した資料（「周知する工事の具体的内容」を含む。） 【周知方法①又は②の場合】 ・周知範囲図、周知実施表 【周知方法③の場合】 ・掲示場所が分かる位置図等、掲示板の写真（近景・遠景）、ウェブページの画面を印刷したもの	周知方法 ①説明会の実施 ②書面の配布 ③掲示及びウェブページへの掲載
	D	権利者の同意書	・同意書【★参考様式第2】（実印朱肉で捺印）	
			・同意者の印鑑証明書 ・同意者の資格証明書（法人の場合）	（許可申請日前 3 ヶ月以内）
	E	土地・工作物登記事項証明書	・土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地・工作物登記事項証明書（登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付すること。）	（許可申請日前 3 ヶ月以内）
	F	資力信用に関する調書	<共通事項>	（許可申請日前 3 ヶ月以内）
			・預金残高証明書又は融資に関する証明書	
			・資金計画書【★規則様式第五】 ・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書【★参考様式第3】	

		・暴力団等に該当しない旨の誓約書【★参考様式第4】 <工事主が個人の場合> ・住民票の写し（個人番号の記載がないもの） 若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類 ・直近2年の所得税の納税証明書 <工事主が法人の場合> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類 ・直近2年の法人税の納税証明書	（許可申請日前 3 ヶ月以内）
G	工事施行者に関する調書	・施行者に関する業務経歴書【★参考様式第6】 ・登記事項証明書（法人の場合に必要。工事主と工事施行者が同じ場合は省略することができる。） ・建設業法による許可通知書（土木工事業者等）の写し	
H	地籍図（公図）	・申請地を朱線で囲むこと。	写し（許可申請日前 3 ヶ月以内）
I	里道・水路明示書	・施行区域に里道や水路が接する場合、又は含まれる場合に必要です。	原本を副本に添付すること

（A／許可申請書鑑）「土石の堆積に関する工事の許可申請書」

【1】工事主住所氏名欄

- ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載すること。
- ・連絡先も併せて記載すること。

【2】設計者住所氏名欄

- ・連絡先も併せて記載すること。
- ・法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名、住所は主たる事務所の所在地を記入すること。
- ・資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、「2」に○印を付し、かつ資格

を有することを証明するに足る資料をこの申請書に添付すること。

【3】工事施行者住所氏名欄

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載すること。
- ・連絡先も併せて記載すること。
- ・法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名、住所は主たる事務所の所在地を記入すること。

未定のときは、「未定」と表記し、後で定まってから工事着手前に届け出ること。ただし、許可条件の一つである「工事施行者の能力」について要件を満たさないものは、許可を取り消す場合がある。

【4】土地の所在地及び地番欄（代表地点の緯度経度）

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載すること。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用すること。

<リンク： <https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>>

【5】土地の面積

- ・土石の堆積を行う土地の面積ではなく、施行区域の土地（許可申請に関連のある土地）の総面積である。

【6】工事の目的

- ・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載すること。土石の堆積が特定の工事に付随する場合には、その工事の期間についても記載すること。

【7】工事の概要

イ 土石の堆積の最大堆積高さ

- ・一時堆積期間中の最大堆積高さを記載すること。

ロ 土石の堆積を行う土地の面積

- ・土石の堆積を行う土地の面積（30 c m以下の部分も含む。）であって、手数料の額を判定する面積となる。一時堆積期間中の最大堆積面積を記載すること。

ハ 土石の堆積の最大堆積土量

- ・土量計算書により算出したものを記載すること。一時堆積期間中の最大堆積土量を記載すること。

ホ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置

- ・勾配が 1/10 以下の場合は、斜線とすること。

勾配が 1/10 を超える場合の記載例（措置例）としては、構台等の土石の堆積を行う面を

有する堅固な構造物を設置し、土石を堆積する面（空地を含む）の勾配を 1/10 以下とする等が挙げられる。

ハ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置

・土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがない場合は、「地盤良好により措置不要」等の記載をすること。

ト 空地の設置

・「番号」は、土地の平面図と対照できるように記載すること。

・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずることで、空地を設けない場合は、「土砂の流出防止措置により不要」と記載すること。

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置

・鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記載し、土地の平面図と対照できるようにすること。それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記載すること。

ヌ 工事中の危害防止のための措置

・道路等への土砂流出防止対策内容、その他現場施工に際しての安全対策等（土嚢設置、鋼矢板止め等）を記載すること。

ル その他の措置

上記項目に係る措置以外に実施する場合にその内容を記載すること。

ロ 工事着手予定年月日

「許可後〇ヶ月」といった記載でも可。

ワ 工事完了予定年月日

土石の除却が完了する予定日を記載すること。

カ 工程の概要

年間の搬入・搬出量及び搬入・搬出時期を記載すること。「別紙工程表のとおり」とする場合は、工程表を添付すること。

【8】その他必要な事項

・他法令による許認可の状況をすべて記載すること。

(B／委任状)

工事主が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付すること。

工事主印の押印は不要だが、代理人の印鑑は、訂正・受領等に持ち出せるものを使用すること。

(C／住民への周知実施報告書)

周辺地域の住民への周知実施報告書鑑【★参考様式第1】に、周知に使用した資料（「周知する工事の具体的内容」を含む。）のほか、周知方法に応じて、周知範囲図、周知実施表、その他必要図書を添付すること。

※周知に使用する資料は「周知する工事の具体的内容」を含むものとし、本市との協議により内容が変更となる可能性があること、変更があった場合は別途周知する旨を記載するとともに、担当者の連絡先も併せて記載すること。

(D／権利者の同意書)

- ・同意書【★参考様式第2】に下記権利者の実印を押印すること。
- ・同意者の印鑑証明書（許可申請日前3ヶ月以内）を添付すること。同意者が法人の場合は、資格証明書（許可申請日前3ヶ月以内）も添付すること。

【同意が必要な権利者】

宅地造成、特定盛土等に関する工事の施行区域内の土地について所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（永小作権、地役権等）を有する者

※抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く。）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはならない。なお、建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要である。

(E／土地・工作物登記事項証明書)

施行区域の地番について提出してください。（許可申請日前3ヶ月以内）

正本には原本を添付し、副本は写しでも可。

※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

(F／資力信用に関する調書)

下記書類を提出すること。

【共通事項】

- ・預金残高証明書（通帳の写しは不可）又は融資に関する証明書（許可申請日前3ヶ月以内）
- ・資金計画書【★規則様式第三】

造成等の工事に係る収入、支出の項目について記載すること。単年度の工事期間の場合でも、年度別資金計画書は提出すること。

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書【★参考様式第3】
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書【★参考様式第4】

【工事主が個人の場合】

・住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類

- ・直近 2 年の所得税の納税証明書

【工事主が法人の場合】

- ・法人の登記事項証明書（許可申請日前 3 ヶ月以内）
- ・役員の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類
- ・直近 2 年の法人税の納税証明書

（G／工事施行者に関する調書）

下記書類を提出すること。

- ・施行者に関する業務経歴書【★参考様式第 6】
- ・登記事項証明書（工事施行者が法人の場合に必要。工事主と工事施行者が同じ場合は省略することができる。）
- ・建設業法による許可通知書（土木工事業者等）の写し

（H／地籍図（公図）写し）

施行区域の地番について提出すること。（許可申請日前 3 ヶ月以内）

施行区域を朱書きで囲むこと。

正、副ともに写しで可だが、インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

（I／里道・水路明示書）

施行区域に里道や水路に接する場合、又は含まれる場合に提出すること。

副本には原本を添付し、正本は写しでも可。（正本の写しは申請時に原本照合を行う。）

設計図書等

	記号	図書の名称	表示すべき事項		備考
			内容	縮尺	
設計図書等	J	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
	K	現況図 (地形図)	・方位及び土地の境界線	1/2500 以上	等高線は、2m の 標高差を示すものと すること。
	L-1	現況写真	・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の 状況を明らかにする写真	—	
	L-2	写真撮影位置図	・現況写真の撮影位置	1/2,500 以上	現況図（地形 図）に記載しても 可
	M-1	土地の平面図 (土石の堆積に関 する計画平面図)	・方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を 超える土地における堆積した土石の崩壊を防止す るための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置す る位置、雨水その他の地表水を有効に排除する 措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止す る措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・地盤等のレベル、土石の堆積範囲（赤色で着 色）等	1/500 以上	断面図を作成した 箇所に断面図と照 合できるよう記号を 付すること。 空地、雨水その他 の地表水による堆 積した土石の崩壊 を防止するための措 置及び堆積した土 石の崩壊に伴う土 砂の流出を防止す る措置については、 申請書と照合でき るように番号を付す ること。
	M-2	土地の断面図 (土石の堆積に関 する計画断面図)	・土石の堆積を行う土地の地盤面及び勾配 ・土石の堆積部分（赤色で着色）、土石の堆積 高さ、勾配等	1/500 以上	申請書の土石の堆 積の最大堆積高さ 及び土石の堆積を 行う土地の最大勾 配が照合できるよう に断面図を作成す ること。

	N	堆積した土石の崩壊を防止するための措置に関する書類		—	勾配が10分の1を超える地盤に土石を堆積する場合に必要
	O	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類		—	堆積した土石の周囲に空地、柵その他これに類するものを設けない場合に必要。 鋼矢板等を設置する場合は、構造計算書等が必要
	P-1	土地の求積図	・施行区域の土地（許可申請に関連のある土地）の求積図	1/500以上	
	P-2	土石の堆積を行う土地の求積図	・土石の堆積を行う部分の求積図。（堆積高さが30cm以下の部分を含む。）	1/500以上	一時堆積期間中、最大となる面積の求積図
	P-3	土量計算書	・堆積高さが30cm以下の部分を含む。	—	一時堆積期間中、最大となる土量の計算書
	Q-1	工事工程表	・年間の搬入・搬出量及び搬入・搬出時期を記載してください。		申請書鑑の「工程の概要」欄に「別紙工程表のとおり」と記載する場合に必要
	Q-2	仕様書等		—	各種措置に用いる施設等で製品仕様書があるものを使用する場合に必要
	Q-3	地盤改良計画平面図・断面図	・改良種別、改良範囲を記載すること。柱状改良の場合は、改良径、ピッチ、改良長、本数	—	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがある場合で、地盤改良の措置を講

					ずる場合に必要
--	--	--	--	--	---------

(J／位置図)

- ・施行区域の位置や周辺状況がわかるよう作成すること。

(K／現況図（地形図）)

- ・造成する土地の現況がわかるよう作成すること。

※既存の擁壁及びCB等の擁壁以外の構造物がある場合は、範囲、構造、高さ等を記載すること。

(L-1／現況写真)

- ・施行区域全体の土地利用状況および現況の建物・工作物（境界塀、既存擁壁等）の配置、造成しようとする場所の状況がわかるように撮影すること。

(L-2／写真撮影位置図)

- ・現況写真の撮影位置が分かるように作成すること。なお、現況図（地形図）に記載することで省略することができる。

(M-1／土地の平面図（土石の堆積に関する平面図）)

- ・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該内容、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、地盤等のレベル、土石の堆積範囲（赤色で着色）等を記載すること。

- ・土石の堆積範囲は、一時堆積期間中、最大となる範囲とすること。
- ・各措置を行う範囲、内容がわかるよう必要に応じて説明等を記載すること。

(M-2／土地の断面図（土石の堆積に関する計画断面図）)

- ・土石の堆積を行う土地の地盤面及び勾配、土石の堆積部分（赤色で着色）、土石の堆積高さ、勾配等について記載すること。

- ・土石の堆積高さは、一時堆積期間中、最大となる高さを記載すること。

(N／堆積した土石の崩壊を防止するための措置に関する書類)

- ・土石の堆積を行う土地の勾配が1/10を超える場合に必要である。
- ・土石の堆積を行う面（鋼矢板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置内容に関する書類を添付すること。

(O／土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類)

- ・堆積した土石の周囲に空地、柵その他これに類するものを設けない場合に必要である。
- ・措置として、鋼矢板等を設置する場合は、別途、構造計算書等が必要である。

(P-1／土地の求積図)

- ・施行区域の土地（許可申請に関連のある土地）全体の求積図を作成すること。

(P-2／土石の堆積を行う土地の求積図)

- ・堆積高さ30 c m以下の部分も含め、平面図の土石の堆積範囲の面積がわかるように作成すること。
- ・一時堆積期間中、最大となる面積について作成すること。

(P-3／土量計算書)

- ・一時堆積期間中、最大となる堆積土量について作成すること。

(Q-1／工事工程表)

- ・申請書鑑の「工程の概要」欄に「別紙工程表のとおり」と記載する場合に必要である。
- ・年間の搬入・搬出量及び搬入・搬出時期を記載すること。

(Q-2／仕様書等)

- ・各種措置に用いる施設等で製品仕様書があるものを使用する場合に添付すること。

(Q-3／地盤改良計画平面図・断面図)

- ・土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがある場合で、地盤改良の措置を講ずる場合に添付すること。

定期報告を要する工事の規模一覧

	番号	工事の内容
宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等	1	盛土で高さが2メートル超の崖を生じるもの
	2	切土で高さが5メートル超の崖を生じるもの
	3	盛土と切土を当時に行って、高さ5メートル超の崖を生じるもの（1、2を除く。）
	4	盛土で高さ5メートル超のもの（1、3を除く。）
	5	盛土又は切土の面積が3,000平方メートルを超えるもの（1から4を除く。）
土 石 の 堆 積	6	土石の堆積高さが5メートル超かつ堆積を行う土地の面積が1,500平方メートル超のもの
	7	6に該当しない土石の堆積で、堆積を行う土地の面積が3,000平方メートル超のもの

定期報告書で報告すべき事項

工事の種類	報告事項
宅地造成 又は 特定盛土等	報告時点における以下の事項 ア 盛土又は切土の高さ イ 盛土又は切土の面積 ウ 盛土又は切土の土量 エ 擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	1 報告時点における以下の事項 ア 土石の堆積の高さ イ 土石の堆積の面積 ウ 堆積されている土石の土量 2 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識					
70 センチメートル以上	1	工 事 主 の 住 所 氏 名		見 取 図	
	2	許 可 番 号	大阪市指令計（開）第 号		
	3	許 可 年 月 日	令和 年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和 年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和 年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可担当の市部局名称連絡先				
50 センチメートル以上					

〈注意〉

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名、住所は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

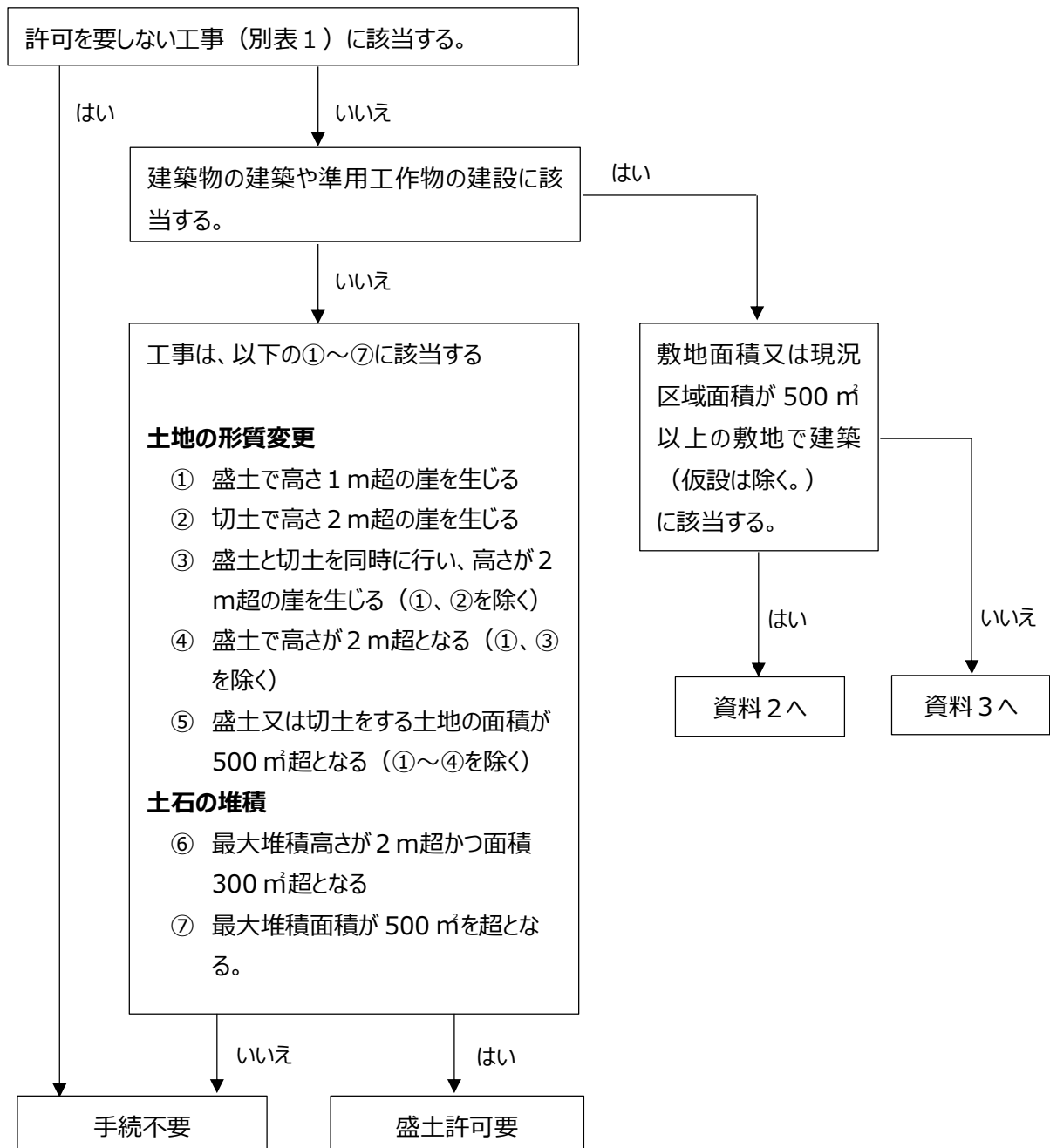
土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可済標識				
70 センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見 取 図	
	2	許可番号		大阪市指令計（開）第 号
	3	許可年月日		令和 年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		令和 年 月 日
	10	工事完了予定年月日		令和 年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可担当の市部局名称連絡先		
50 センチメートル以上				

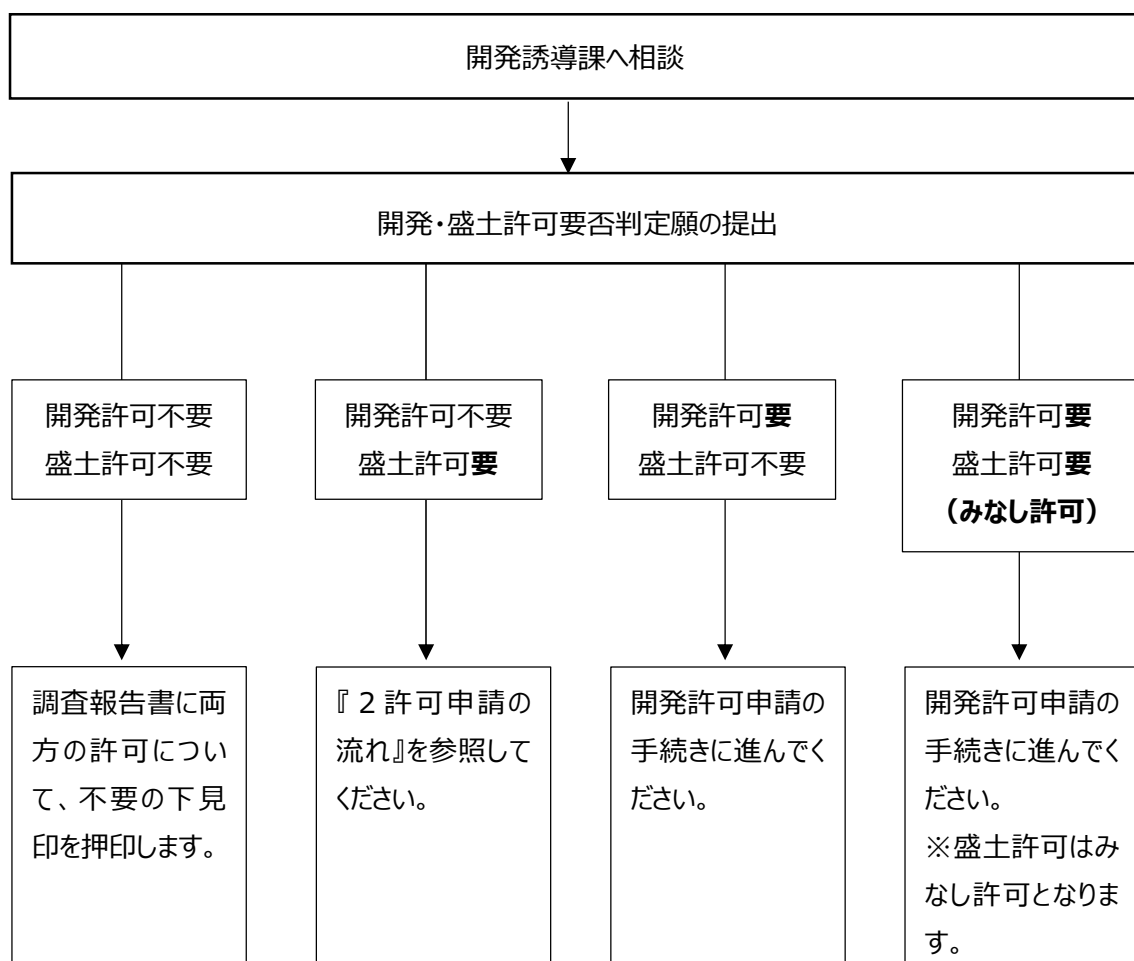
〈注意〉

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名、住所は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

手続きの要否判定フロー

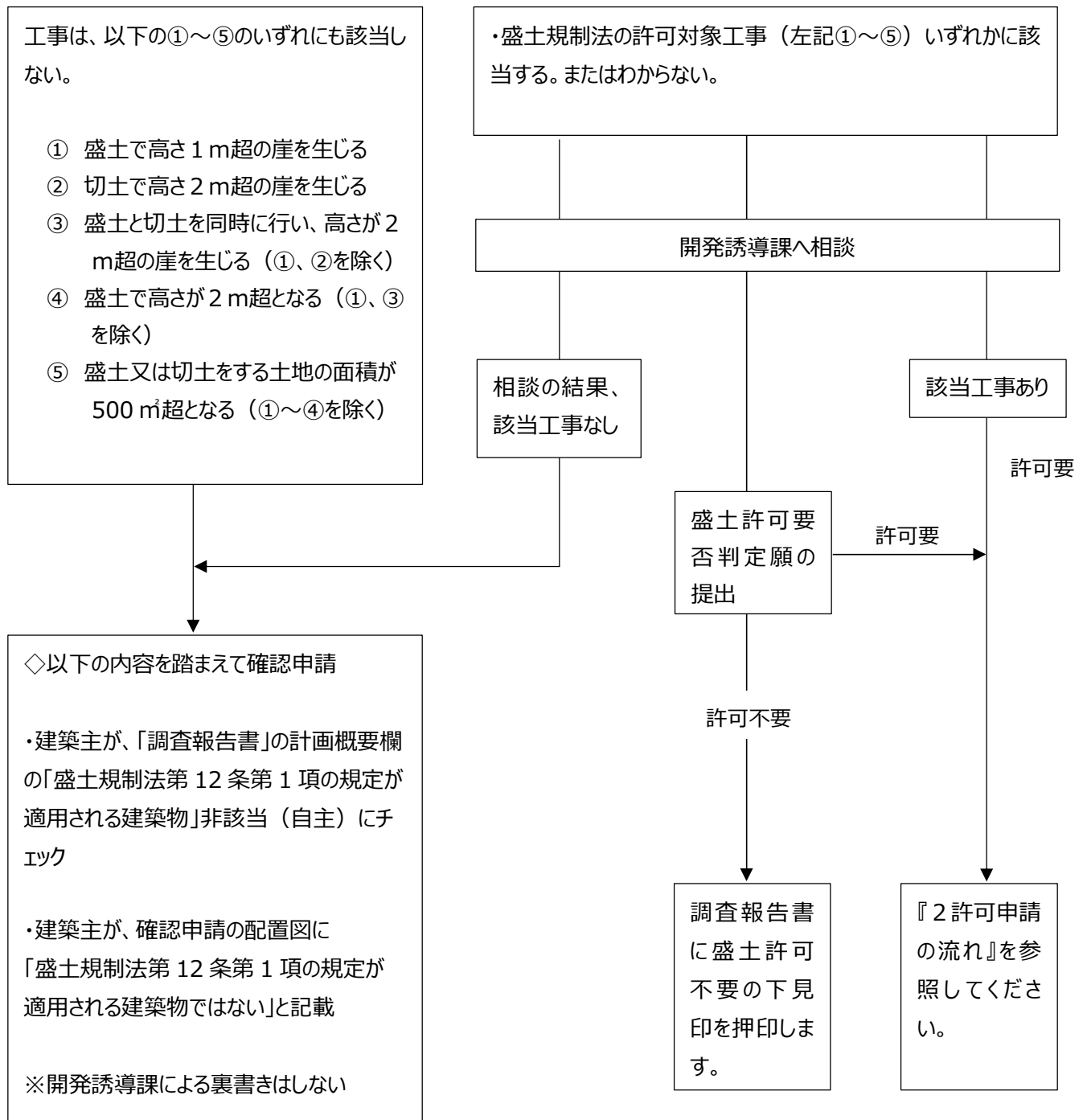


確認申請時の「盛土規制法」事務フロー

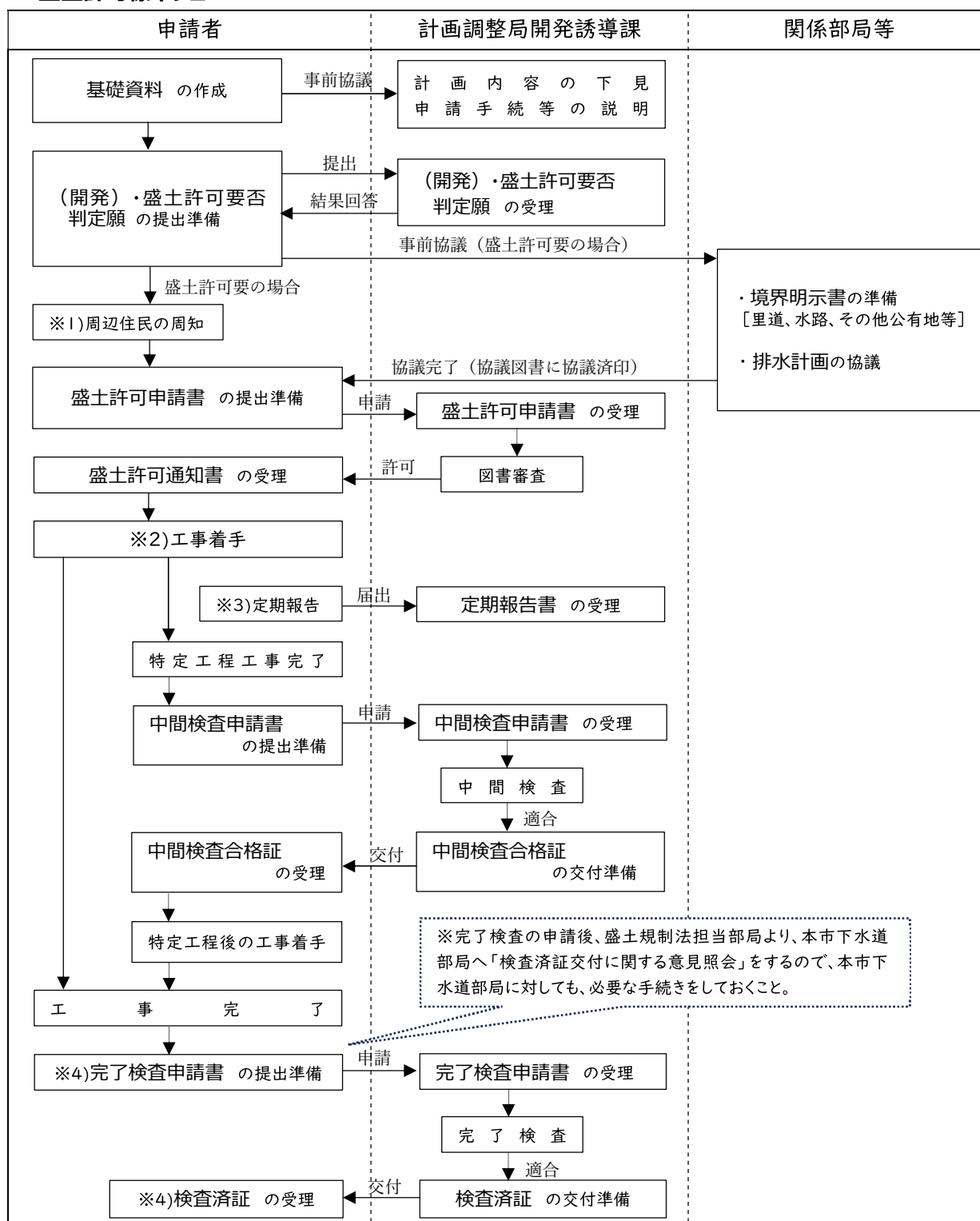
【敷地面積または現況区域面積が 500 m²以上の敷地で建築（仮設は除く。）】

確認申請時の「盛土規制法」事務フロー

【敷地面積及び現況区域面積が 500 m²未満の敷地で建築】、
 【準用工作物の建設】、【用途変更】または【仮設の許可を受ける建築】



盛土許可標準フロー



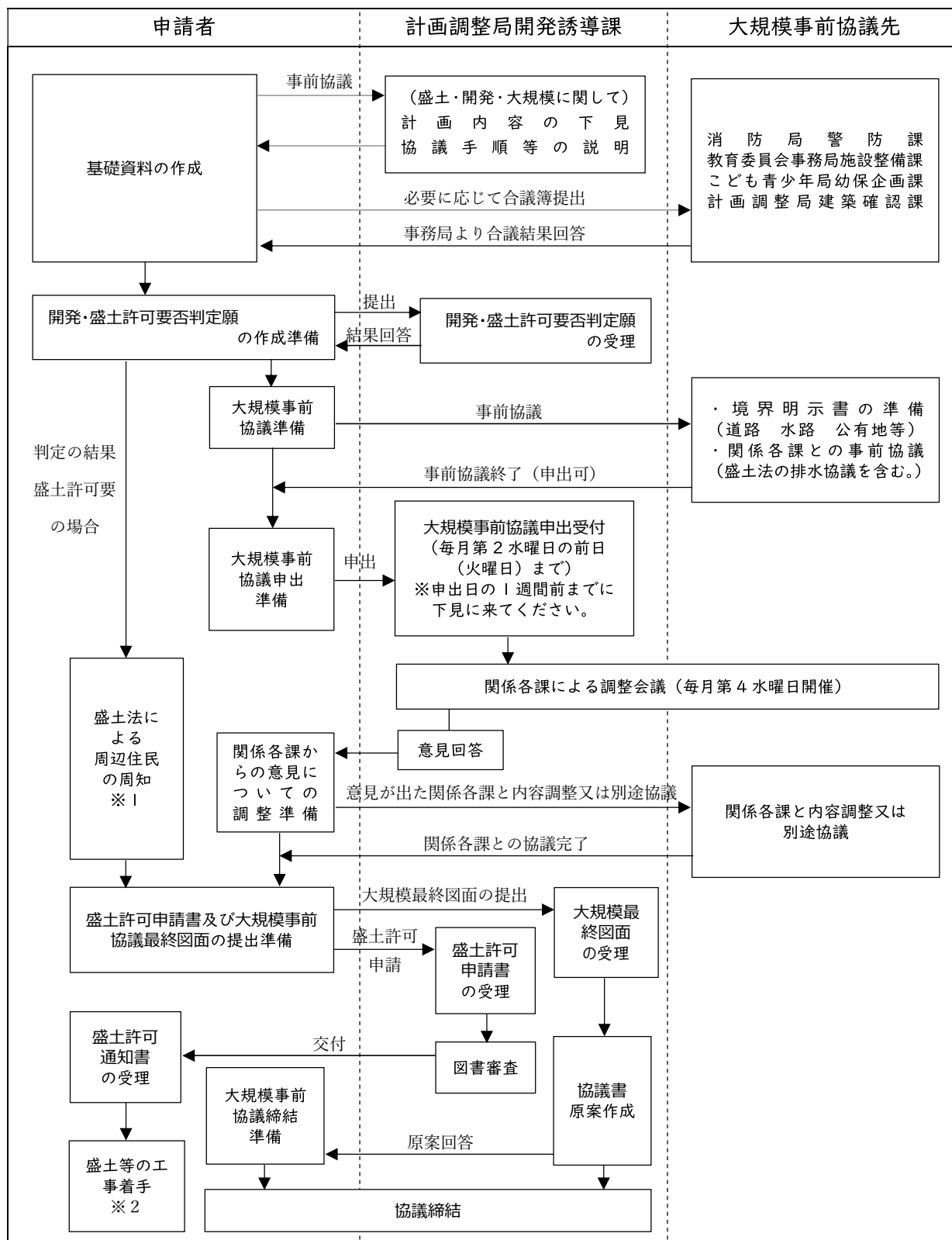
※1 周辺住民への周知は、許可申請までに行うこと。

※2 盛土等の工事完了検査前に建築物の建築に着手する場合、別途届出が必要となる。

※3 一定規模以上の工事は、3カ月ごとに定期報告が必要となる。

※4 土石の堆積の場合は、「完了検査」「検査済」をそれぞれ「確認」「確認済」と読み替える。

【大規模建築物の事前協議を要する場合】のフロー



※1) 周辺住民への周知は、許可申請までに行うこと。

※2) 盛土等の工事完了検査前に建築物の建築に着手する場合、別途届出が必要となる。

【位置指定道路を築造する場合】のフロー

